

令和4年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月8日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
6番	高橋勇樹	7番	今枝和子
8番	高田浩視	9番	河村志信
10番	堀部好秀	11番	鏝本規之
12番	黒田芳弘	13番	臼井悦子
14番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（1名）

5番 高橋時男

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	原誠
企画部長	高橋誠	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	瀬川清泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	後藤謙治		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

議席番号5番 高橋時男君より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、一般質問を行います。

4番 片岡孝一君の発言を許します。

○4番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って、議席番号4番 片岡孝一より一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

まだまだコロナが落ち着いていませんので、このときに必要だと思われる一般質問を、できるだけ時間短縮して、大きく分けて2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問をさせていただきますが、新しく造られるPA公園及び新消防署の建設について。

少子高齢化になっていく中で、子どもたちの遊びの場、市民の憩いの場、本巢市のすばらしさを学べる場、本巢市をアピールし、市民の健全、安全を守る場とするために、1項目め、新PA公園はどのように造られる計画があり、また地域の物産物や歴史的な伝統をアピールして、地域の活性化につながるような空間やイベントをやる場所はありますか。また、その利用方法は。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

（仮称）本巢パーキングエリア周辺公園は、都市公園として整備しており、平常時は市民やパーキングエリアを訪れた方々に潤いや安らぎを与え、身近な自然との触れ合いの場や日常的な健康づくりの場などとして、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の方が快適に利用していただける公園として、ドームテント、多目的広場、大型遊具などを整備するものでございます。

本巢市をアピールする手段としては、休憩所を備えた管理棟の建設を予定しており、休憩スペースには大画面テレビを設置し、市の伝統芸能や特産物に関するPR動画を放映するなど、（仮称）本巢パーキングエリアや公園を訪れた方に対し、市の魅力を発信することを検討しております。

各種スポーツ、キッチンカー出店、地域特産物マルシェなどのイベントについては、多目的広場、ドームテントを利用し開催できるよう整備を進めております。

[4番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

2項目め、安全・安心の本巢市づくりのために、防災公園としての利用方法は、御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

現在、建設が進められている東海環状自動車道は、内陸に位置し、想定される南海トラフの巨大地震などの震源や海岸部から遠いことから、災害時には緊急輸送道路として機能するとされております。

（仮称）本巢パーキングエリア周辺公園には、東海環状自動車道を利用して届く支援物資を集積し、被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点とすることや、市外から派遣される警察、消防、自衛隊などの救助部隊を受け入れるための広域防災拠点として活用することを想定しております。

このため、一般の公園とは異なり防災拠点とするため、耐震性貯水槽や防災倉庫を備えた公園として施設整備を進めております。

[4番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

3項目め、本巢市の場合、水害は少ないと思いますが、少子高齢化になっていく中で、消防車の出動や救急車の出動は今後も多いと思いますが、新庁舎建設予定地の近くに新本巢消防署の建設が予定されていますが、今後、真正分署等の今までの消防署、分署の活用はどうなりますか。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、真正分署等の活用につきましてお答えをさせていただきます。

平成30年4月1日より、岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町による広域消防が開始され、本巣消防組合は解散し、岐阜市消防本部に事務の委託をしております。

この広域化に伴い、本巣消防署及び各分署の移転建設につきまして、平成30年5月に策定されました岐阜市消防本部消防庁舎適正配置計画に基づき事業を進めているところでございます。

この計画は、岐阜市消防本部の管内全域について望ましい配置を検討し、策定されたものでございます。

本計画では、本消防署は北方町から本巣市内へ、真正分署は廃止され、北方町内に北方分署が新設される計画でございまして、本巣消防署の供用開始と同時期に北方分署も供用開始される予定で進められております。

また、根尾分署及び本巣北分署につきましても、老朽化に伴い、計画作成時点では令和9年度の建設を目途に計画されており、今後関係機関と協議して進めてまいります。

この適正配置計画に伴う真正分署をはじめとする各分署の跡地等の活用につきましては、周辺の土地利用状況や市の計画、施策などを鑑みながら検討してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

真正分署がなくなるということより、南部の住民の立場で本当に考えると、消防署の距離が遠くなって心配だと思われる方もおられますけれども、広域連合ですね、北方消防署、瑞穂消防署等の連携ということが言われていましたので、本当にそういう面でありがたいなということを思います。今後よろしく願いいたします。ありがとうございました。

昨年10月に岐阜大学の工学博士をお迎えして、未来を担う中学生たちが防災への意識や行動力を高めるために、本巣市ジュニア防災リーダー養成講座を本巣市で開いてくださり、子どもたちが講座で学びを基に考えた、自分たちの学校や地域で必要な取組をその場で発表しながら、中学生の頃から地域を守る意識を育てる講座を開いてくださり、本当にありがとうございます。今後も市民の安全・安心を目指して、よろしく願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、いじめの対策について。

全ての子どもたちを大切に育てていくことにより、子どもたちにとって希望あふれる明るい本巣市にするために、1項目め、全国のいじめ認知件数と比べ、本巣市における小学校・中学校、いじめ認知件数及びネットいじめ件数は、御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市のいじめ認知件数についてお答えします。

いじめは、相手に精神的、身体的な苦痛を与えるだけでなく、生きる自信も勇気も奪いかねず、どんな理由があっても決して許されるものではありません。いじめを根絶し、誰もが安心して幸せに過ごせるようにという強い願いを持ち、市内全ての教職員がその指導に当たっています。

令和2年度の全国のいじめ認知件数は、小学校で42万897件、100人当たりの発生率は6.7人であるのに対し、本巢市の件数は111件で、発生率は6.4人、中学校では全国で8万877件、発生率は2.5人、本巢市は29件で発生率は2.6人となっており、小・中学校ともに全国とほぼ同じ傾向にあります。

令和3年度の本巢市の小学校のいじめ認知件数は91件で、発生率は5.2人、中学校では22件で発生率は2.1人となっており、前年度より大幅に減少している状況です。

いじめの具体につきましては、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという割合が全国、市ともに1番多く、半数以上を占めています。

また、ネットでのいじめにつきましては、令和3年度に小学校で2件、中学校で4件、合計6件で、具体といたしましては、スマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことを書かれるというものです。

いずれも発見してすぐに事実確認を行い、取り急ぎ両者の保護者に連絡を取り、早急かつ確実に消去をしております。その後、そこに至った経緯など原因究明を行い、いかなる場合でも許されることではないことなどを指導すると同時に、謝罪や今後の約束などを見届け、全て解決をしております。

いじめの認知件数が減少傾向にあることについては、これまでの粘り強い取組が功を奏していると認識していますが、今後もこうした対応を継続し、全教職員で子どもの命を守り抜く体制を整え、誰一人悲しむことのない学校づくりを目指してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

コロナで本当に大変なときでありますけれども、先生方の御協力により、子どもたちのために現状把握してくださり、本当にありがとうございます。

2項目め、本巢市においていじめ対策は、御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市におけるいじめ対策の取組についてお答えします。

いじめは、人生に大きな影響を及ぼしかねない重要な問題であることを鑑み、いじめのない学校、いじめのない社会を目指し、市では本巣市いじめ防止対策に関する条例を、各学校においてはいじめ防止基本計画を定め、一人一人の命、人権、個性を尊重した教育を大切にし、まずもっていじめの未然防止に全力を挙げて取り組んでおります。

しかし、いじめは決して許されない行為ではありますが、どの社会においても起こる可能性はあります。ですから私はいじめの根絶を目指しつつ、一つ一つの事案を丁寧に、かつ迅速に解決し、克服していくことこそが大切であると考えております。

いじめは、日がたてばたつほどひどくなっていく傾向があります。また、親や先生に相談できない子も多くいます。そのため早期発見、早期対応が重要な鍵となります。

そこで、各学校においては、日常的な教育相談や子どもとの対話を大切にし、小さな変化やサインを見逃さないよう努めています。さらに定期的にいじめや教育相談アンケートを実施し、自分や仲間の困り感を伝える場を持ち、担任と児童・生徒一人一人が面談を行って、いじめや悩みなどについて相談しやすい環境づくりを心がけています。

また、こうした問題に悩みながらも、周りの仲間や大人にうまくSOSが発信できない児童・生徒がいることも事実ですので、市教育委員会では本巣市版SOSの出し方、気づき方に関する教育プログラムを作成し、全学級で確実にその指導を行っています。子どもたちが危機に直面したときに、誰にどのように助けを求めればよいのかの具体的なかつ実践的な方法を学んでいます。いじめは本人が誰にも言えない場合が多いため、仲間のSOSを感じたら近くの大人にそっと教えてという指導も繰り返しています。

そして、市内学校においていじめの発生時に最も大切にしていることは、把握したいじめは即校長マターとし、校長の方針の下、組織的に関係児童・生徒と保護者も交えて、その日のうちに解決に向けて動き出すことです。

今後もこれらの動きを大切にしながら、いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという認識を持ち、児童・生徒一人一人の命と尊厳が守られるよう指導を徹底してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

少しでも対応が遅れば、子どもたちは悩みに悩み、余計に子どもたちの負担が多くなりますので、今後も早期発見、早期対応をよろしく願いいたします。

3項目め、不登校、長期欠席の現状及び対策は、御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の不登校、長期欠席の現状及びその対策についてお答えします。

令和3年度の年間30日以上欠席した不登校児童・生徒は、小学校で24人、中学校で57人となっております。また、本年度7月の段階では小学校で14人、中学校で34人となっておりますが、ここ数年、全国、県、市ともに急増している状況です。

不登校の要因につきましては、家族の問題や本人の無気力など様々な要素が絡み合っていますが、学年が上がるにつれ、学習への不安や学校での人間関係に起因するものが増える傾向にあります。特にここ数年は、新型コロナウイルス感染症に対する不安や人との直接的なコミュニケーションが減っている状況が不登校に拍車をかけていると捉えています。

不登校児童・生徒への対応は、多様な問題を抱えた子どもの態様に応じたきめ細かな支援が必要となります。ですから学校復帰という結果のみを目指すのではなく、自分自身の歩み方や進路を主体的に選択するなど、社会的に自立することを目指していくことが大切です。

子どもによっては、この時期が自分を見詰め直したり、心の休養となったりしている場合もあります。本市ではこれらのことを踏まえ、不登校児童・生徒の一人一人の状況を受け止め、次のような対応を行ってまいりました。

1点目は、教育センターの教育相談総括指導員が、市内不登校児童・生徒一人一人の状況から必要としている支援を見極め、対応の全体像をコーディネートし、学校に助言をしております。

2点目は、全小・中学校に教育相談員を配置し、担任と連携を図りながら保健室登校などの支援を行っています。また、不登校児童・生徒への家庭訪問も行い、学校とのつながりをつくっています。

3点目は、不登校など特別な支援が必要な子どもについて、幼稚園時代から支援シートを作成し、小学校・中学校へと確実に引継ぎ、シートを活用した長期的な計画の下に継続的な支援を行っています。

4点目は、スクールカウンセラーによる不登校児童・生徒及びその保護者のカウンセリングやスクールソーシャルワーカーが加わったケース会を開催し、それぞれの役割を明確にした相談や支援を行っています。

そして5点目は、適応指導教室「たんぼぼ」を設置し、来室する児童・生徒や保護者の話をじっくり聞いて、心を解きほぐす教育相談を行っています。

そして6点目は、令和3年度から増え続ける不登校対策のキーマンとして、退職校長を不登校対策指導員として採用し、本巢の学び舎を開設しました。主に学習支援、体験活動支援を行うことで行動のエネルギーを補充し、学校復帰を目指しています。開設以来、ここを利用した児童・生徒数16人のうち14人の児童・生徒が、様々な形ではありますけれども、学校に登校できるようになっています。

今後は、不登校の子どもとオンラインでつないだ会話や授業などを充実させ、学校や仲間とつな

がる取組、学力向上の取組をより推進してまいります。

また、数楽校や子ども学芸員、ジュニア司書など、学校外の講座などに積極的に呼びかけ、自分の興味関心の高い学びに向かわせるなどの工夫を行ってまいります。

不登校児童・生徒の心は、内側だけに取っ手がついている扉に閉ざされています。子どもが自らの手で心の扉を開けていけるよう安心感のある支援を続けてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

幼稚園から12年間、子どもたちのそういう管理をしてくださり、見守ってくださり、本当にありがとうございます。

私は毎朝、子どもたちの登校を見守り、挨拶運動をしていますが、子どもが学校へ行かないで、家族の方が自動車で学校へ送ってくださり、学校に着いても自動車から外に出ない子がいました。私も心配になり見守っていましたが、先生が頑張っ、心の準備ができるように5分だけ待とうかと言って、子どもを嫌々出さないで、子どもが納得したら自分で出てくることができるからと考えて子どもを見守ってくださったので、5分後先生が、5分たったけどどうかな、車から出られるかなと優しく声をかけてくださり、悩んでいた子どもも5分たって心が落ち着き車から出てきましたので、私もその子どもに頑張っ、ねと声をかけることができました。

すぐに教室に入れない子どもも、かがやきの部屋や相談室で一人一人の子どもに相談に乗ってくださり、特別支援学校で一对一で勉強を教えてください、子どもたちの成長に御尽力くださり、本当にありがとうございます。

本巢の学び舎ですが、私も不登校の子が気になっていましたので、富有柿センターにある学び舎を見に行きましたら、学校のイメージがあると緊張するから、入り口の学び舎の看板も楽しい雰囲気、お部屋も緊張しないように学校の雰囲気がなく、天井が高く、圧迫感が感じなく、机も学校の勉強机でなく、ゆったりできるテーブルと椅子になっており、部屋から外の景色が見える大きな窓になっており、楽しい雰囲気づくりがされておりました。

また、先生方の手作りの車や手作りの遊び道具があり、子どもたちが自分で楽しみながら遊んだり、自分で勉強できるようにしたり、子どもたちの悩みの相談に乗ってくださり、そんなことで悩んだのという言い方じゃなく、そんなことがあったんだね、誰もが悩むよね、ごめんなさいね、助けてあげることができなくて悩んだ子どもたちの立場で理解してくださり、低い目線で一人一人に対応し、勇気づけてくださりありがとうございます。

昨年、本巢の学び舎ができ、学び舎に通うことを通して、先ほども言われましたけれども、不登校、長期欠席の子が何人も学校に行くようになり、本巢市のすばらしさを本当にすごく感じました。子どもたちから見たら、その後人生60年、70年、子どもたちが新しい明るい未来の出発になります

ので、これからも子ども目線で、子どもたちのためによりしくお願いします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、6番 高橋勇樹君の発言を許します。

○6番（高橋勇樹君）

議長にお許しをいただきましたので、通告に従い、2項目7点の質問をいたします。

先ほど、トップバッターで一般質問をされた片岡議員が、コロナ禍ということで短縮短縮をして、できるだけ早く明確にというお話がありましたけれども、私もそれを心がけて今回質問をさせていただきたいと思います。ただ、ちょっと思いが熱くなる場所もありますので、御了承いただきながら進めていきますのでよろしくお願い致します。

それでは、1項目め、アスベスト除去に対する助成について質問をさせていただきたいと思いません。

皆さんも御存じの方ばかりだと思いますが、アスベストは1970年から1980年代にかけて大量に使用され、その発がんは時限爆弾のごとく、吸い込んで数十年たってから起こることから、2000年代になってアスベストによる肺がんや中皮腫などの発病が急増いたしました。

現在、アスベストを含んだ建物の取扱いについては、細心の注意を払いながら、全国的にも除去が進んでいます。しかし、アスベストの除去には多額の費用が必要となるため、進みが遅いのが現状だと私は思っております。

現状のままで安全だとしても、一たび大きな震災が起きれば、建物が倒壊、損壊したり、それを撤去するに当たり、その過程の中で一気に眠っていたアスベストが飛散する可能性があります。現に、1995年に起きました阪神淡路大震災では、震災直後から瓦礫処理作業に参加されていた方々から、複数の方が、その後中皮腫を発症した事例があります。

今後、高い確率で発生すると言われていた南海トラフ地震などの大地震に備える上でも、震災を見込んだアスベスト対策をしなければなりません。

この本県の地域におきましても、濃尾地震、131年前に起こった濃尾地震ではありますが、これも周期的に、数百年に一回と言われております。いつ来るか分からないということを含めても、これに対する対策が必要と私は考えます。

もちろん、震災時にアスベストを飛散することを防止するためには、全ての建物のアスベスト除去工事をすぐ行うことは現実的ではありません。しかし、少しでもそのような二次災害を防ぐためにも、アスベスト使用の市内建物の全件把握までとは現実的ではありませんが、できる限りの把握は必要と考えます。

さらに、先ほどもお話ししましたが、アスベストの調査・除去に対する金額はかなり多額の資金が必要となります。実際にアスベストの調査にかかる費用の相場は7万円から13万円と言われております。除去には、処理面積にもよりますが、300平方メートル以下ですと、1平方メートル当たり2万円から8万5,000円という目安も国土交通省のほうから出されております。除去までに足が遠

くなるのも納得の金額だと私は思っております。

そこで、国や都道府県では、これらにかかる費用の助成をしております。助成金を活用すれば、調査が手軽にできることで市内建物の把握も容易になろうと思いき、災害時の2次災害も抑えることができるのではないのでしょうか。

以上のことから、4点質問いたします。

まず1点目ですが、公共施設のアスベストを使用した建物の有無を教えてください。総務部長にお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

平成8年度以前に建設された公共施設84施設について、平成17年度に、市職員におきまして完成図書による使用材料の確認や現場での目視によるアスベスト含有吹きつけ材の確認調査を行いました。

この調査の結果、含有の疑いのある20施設28か所につきましては、試料を採取し、アモサイト、クリソタイト及びクロシドライトの成分分析調査を業務委託し実施し、このうち1施設で検出されましたが、既に撤去しております。

また、平成20年2月6日付、厚生労働省により石綿等使用の有無の分析調査に、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライトが対象として追加されたため、平成20年度に、さきの20施設28か所につきまして再度分析調査を行いました。それらの検出はされておられません。

なお、過去に行いました市職員による完成図書による使用材料の確認や目視による調査では把握できない部分もありますので、今後、公共施設の解体など処分時には、詳細な調査を行うなど適切に対応してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

現在のところ、アスベストを使用した公共施設に関しましては調査が全てなされ、1件、もう撤去はされているというような答弁でございました。

ただしかし、目に見えないところ、そしてまだ眠っているアスベストはあるということで、引き続きこれは注意していかなければならないのかなというふうに思います。やはり避難所ですとか、そういった部分は、やっぱり震災時にはアスベストを含んでるといけないので、そういったところもかなり注視していただきたいなというふうに思いながら、次の2点目の質問に移ります。

公共施設を除いた、先ほどは公共施設でアスベストを使用しているかという有無を聞きまされたけれども、今度は公共施設を除いた、それ以外の民間の市内アスベスト使用建物の予測を産業建設部長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

市内のアスベスト建材を使用した民間建築物につきましては、国において著しく衛生上有害であるとされる吹きつけアスベストが施工されている恐れのある昭和31年から平成元年までに着工された建築物のうち、おおむね1,000平方メートル以上の大規模な建築物及び用途により定められた一定規模以上の建築物について、特定行政庁、市内におきましては岐阜西濃建築事務所において調査が行われ、その結果、市内では70件が対象建築物となりましたが、うち19件についてはアスベスト建材を使用した建築物ではありませんでした。

残りの建築物については、台帳整備及び除去等の進捗状況のフォローアップが行われております。うち4件につきましてはアスベストが含有していることが確認され、現在は対策が講じられたとお聞きしております。

しかし、小規模なアスベスト建材を使用した民間建築物は調査対象となっておりませんので、件数の把握ができないことから予測することは困難な状況でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

1,000平方メートル以上の建物は全て調査をしなければならないということで、されている状況であります。それ以下の建物、いわゆる民間のおうちですとか、小屋とか、そういった車庫とかも含まれるということで、まだ調査は全然進まなく予想がつかないということでございました。

非常にこの調査に関しましては、なぜできないかというのを先ほどの冒頭にもお伝えしましたが、やはり費用が高い。多額の費用がかかるということで、非常にそこは足が重いのかなというふうに感じております。

そこで、3点目の質問に入らせていただきます。

他の市町も、こういったアスベスト除去ですとか調査に対しての補助、助成金を出して補助をしているというところがございますが、あえてちょっとお伺いしたいんですが、県内に絞ります、県内の市町村の助成制度の制定状況を産業建設部長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

県内のアスベスト対策補助制度制定状況につきましては、アスベスト含有調査への補助制度は19市町が作成しており、そのうち除去への補助制度は11市町が作成しております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

再質問、よろしいでしょうか。

今の御答弁いただきました19市町ということでございますが、その中で調査・除去の助成内容とか、そういったところ把握されていますでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

補助制度が作成されている、ちょっと全ての市町はございませんけれども、各市町の要綱等の補助内容を確認しますと、アスベスト含有調査につきましては、対象施設の所有者が行う吹きつけ建材のアスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用について補助を行うものとされております。

また、除去につきましては、対象施設の所有者等が行う吹きつけアスベスト等の除去、封じ込め、または囲い込みに要する費用について補助を行うものとされております。

補助金の額でございますけれども、アスベスト含有調査費に関しましては全額補助することを基本としており、国の補助額としては最大で25万円となっているものの、各自治体によっては上限の差があるところでございます。

また、アスベスト除去等工事費に対する補助につきましても、工事費の3分の2とか2分の1の額を補助するなどの自治体によって差はございますけれども、平均的には200万円程度の補助額となっているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

市町村によってばらばらかと思いますが、まだ本巢市はこれが制定されておられません。そこについても、次の質問に入りたいと思います。

1項目最後の質問であります。前段にもお伝えしましたが、アスベストの調査の助成は、アスベスト使用の市内建物の把握が進み、市民を災害時の二次被害から守ることができます。除去の助成に関しましても、市民の財産を守り、住む人の命を守ることにつながることから、4点目のアスベスト調査・除去に対する助成の見解を産業建設部長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えさせていただきます。

アスベストに関する市民からの相談窓口としては、本巢市アスベスト対策検討委員会設置要綱に基づきアスベスト対策検討委員会を設置し、対応を検討することとなっております。

本市では、過去にアスベストに関する市民からの相談を受けた実績はございません。

このため、アスベスト除去に関する補助金の要綱等は制定していませんけれども、今後相談があった建築物につきましては対策検討委員会を開催し、対策が必要であると認められた場合は、県内各自治体の状況等も確認をしながら、国の住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、住宅・建築物アスベスト改修事業を活用した助成ができるよう検討してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

何度もすみません、再質問を1点だけ。

今の答弁の中で、国の住宅・建築物安全ストック形成事業というのをおっしゃられたと思うんですけども、これはどういった内容なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、再質問に対しましてお答えさせていただきます。

住宅・建築物安全ストック形成事業とは、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金の一つでございまして、既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効果的に、効率的に促進するため住宅・建築物耐震改修事業へ、また、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅・建築物アスベスト改修事業この3つの事業がございまして。そのうち、この住宅・建築物アスベスト改修事業につきましては、アスベスト対策の計画的誘導及びアスベスト含有の有無に関する調査を行

う事業でございます。

補助内容としましては、建築物における吹きつけアスベスト等の有無の調査や建築物における吹きつけアスベスト等の除去、また建築物におけるアスベストの除去、封じ込め等の工事の実施等検証等を行うモデル事業、あと建築物に係るアスベスト対策のための計画的実施の誘導などの事業が対象となっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

ちょっと細かい内容までお伺いしたところでございますけれども、もう何度もお伝えしますが、今回ちょっとこの助成についてということで質問をさせていただきましたが、実は市民の方から相談がありまして、このアスベストに対しての除去の費用が非常に高い。ただ、ほかの市町村を見ると、ほかは助成があってやりやすい、本巢市はどうなんですかという声がありました。ぜひぜひ、今お聞きした内容の中で、除去に対する補助が200万円までとか、調査費が無料だということも含めて、ちょっと市民の財布に優しい助成を、制度をつくっていただけることをちょっと御要望させていただいて、1項目めの質問をこれで終わりたいと思います。

続いて、2項目めでございますが、2項目めはデジタル技術を活用した文化振興等魅力発信について、これについては3点質問をさせていただきたいと思います。

昨今のデジタル技術の進歩は、世界に目を向けると大きな変革が起きております。2004年にスウェーデンで提唱されたDX、デジタルトランスフォーメーションは、今や世界各地で起きており、日本も本腰を入れ、デジタル庁の創設やデジタルに対する地方創生への取組を加速させています。さらに、新型コロナウイルスが急拡大した現在では、デジタル技術を活用した生活や仕事の仕方も変わってきたと感じております。

5月に政務活動費を使わせていただき、日本のDXの最先端を知るべく、東京ビッグサイトで開催された自治体DX展へ足を運びました。そこではAIやIoTなどの活用方法を知ること、そういう知るといえるものではなくて、それらを活用し、どのように我々の生活が豊かになるか、そして経費、生活費を削減していけるかというところまで踏み込んだ展示が多く、少子高齢社会、人口減少社会の中でDXは欠かすことができないものと再確認をいたしました。

また、8月には、滋賀県で行われましたJIAM主催の全国市町村議員特別セミナーにも参加をさせていただいて、DXについての講義もなされ、誰も取り残されないデジタル社会の構築について学び、今回の質問をする流れとなりました。

前段が長くなりましたが、1点目の質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、デジタル田園都市国家構想推進交付金の内容について総務部長にお伺いしたいところでございますが、本県では岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定されていま

したが、本年の4月から実行に移りました。さらに、内閣府地方創生推進室から、岐阜県はデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付が決定したと聞いております。これは県の事業だけでなく、岐阜県の各市町村、自治体も活用できるものと聞いております。そこで、内容に関して総務部長にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、デジタル田園都市国家構想推進交付金につきまして、お答えをさせていただきます。

デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すデジタル田園都市国家構想を推進するため、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題とし、デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援するため創設された交付金となります。

具体的には、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、他の地域等で既に確立されている優良なモデル等を活用して迅速な横展開を行う事業や、地方への新たな人の流れを創出するためサテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援するための制度でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

再質問をお願いします。

今、御答弁をいただいた中で、他の地域で既に確立された優良なモデルとおっしゃられましたが、デジタル技術を活用した文化振興や魅力発信といった事例のモデルはそこの中にあつたのでしょうか、お聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

御質問の、他地域で既に確立されているデジタル技術を活用した文化振興等魅力発信の事例についてお答えさせていただきます。

この先進地事例につきましては、山梨県がデジタル技術を活用し、山梨県立博物館、美術館所蔵作品の高精細デジタル化に取り組み、その中で作品の実物の保存、継承とデジタルデータを活用したレプリカ、プロダクト、コンテンツ作成による自由度の高い作品の活用、魅力発信による地域

活性化等につきましての事例がございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

山梨県の事例を今お聞きしましたけれども、そういったものも今後、我々も視察ですとか、そういったものが、足を伸ばさなくても見に行けるということなので、早速今日見てみたいというふうに思います。

続いて、2点目の質問でございます。

先ほども申しましたが、デジタル田園都市国家構想推進交付金は県が採択されましたが、県事業に限らず県内市町村自治体も活用できるということでございましたが、実際に本巣市でも活用できるものでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、本市の文化振興や魅力発信に活用できる交付金であるのかについてお答えさせていただきます。

岐阜県が文化の分野で採択を受けた、デジタル技術を活用した文化振興と魅力発信プロジェクト事業の対象事業としまして、県の実施計画書に文化、芸術、公演の動画配信開催支援などが盛り込まれております。

本市におきましても、コロナ禍でもあり、本交付金事業は有効に活用できるものではないかと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ただいまの答弁より、活用できるのではないかというような、まだ活用できますというようなお答えではございませんでした。きっと活用できるんだろうなというふうに私は思っております。非常に市長が今にこやかなので、ちょっと期待したいところでもありますけれども、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

前項での質問では、内容と活用の可能性をお聞きしました。実際に活用できるものということでございますので、岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、基本理念として誰一人取り残さないデジタル社会である岐阜県を掲げ、コンセプトやDX推進に当たっての視点だった

り、各分野に共通して対応すべき課題などを明記されております。

そして、観光分野に関しましては、今後目指す姿の一つに、デジタル技術による生産性向上により人材が集まる持続的な観光業を実現とあります。これは各イベントや行事が中止、延期となっている本市に必要なことと思います。

さらに、近年は新型コロナウイルス感染拡大により、本巢市の観光業は大打撃を受けております。交付金を活用し、観光業の復興を推し進めることができるのではないのでしょうか。

先ほど説明いただいたデジタル田園都市国家構想推進交付金の内容の中の文化振興の事例の中には、先ほど上げていただきました美術館とか、そういったものもありますし、3Dバーチャル美術館や文化、芸能、公演などの公表もされております。

本市でも、古墳の館や民俗資料館、淡墨桜など魅力発信、そういったものの魅力発信が必要かと思えますし、能郷の能・狂言や真桑文楽、馬駆け祭りなどの文化振興にも必要と私は考えております。

私も実際には、今の現在のデジタル技術を活用して、皆さんメタバースというのは御存じかと思えます。あれを広く体験させていただきました。非常にメタバースの中でもいろいろな種類はあろうかと思えますけれども、これはこれからかなり必要とされてきますし、大手企業はもう既にそこに事業を持ってくるというふうに報道でも広くされております。

そういったものを使って、バーチャル世界を通して世界とつながって、関係人口をこれから増やしていき、興味を持った方は、実際に、やはり現物を見たいなということで現地に赴く、そういった交流人口が増え、文化、風土をバーチャルで知った方々が定住するというのが実は理想の流れではありますが、これは一概には言えませんが、そういった流れが生まれるかもしれません。生まれる可能性を秘めているのが私はDXだと信じ、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

今後、デジタル技術を活用した文化振興と魅力発信のための取組の考えはあるか、総務部長にお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、今後のデジタル技術を活用した文化振興と魅力発信のための取組につきましては、先ほどお答えをさせていただきましたが、本交付金事業は本市でも活用できるものと考えております。

今後、対象となる事業等につきましては、検討をしてみたいと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

御答弁ありがとうございました。

自分では、今の質問をする中でかなり熱く、長く語ったつもりでありましたけど、部長はさらっと、いい意味でさらっとお答えをいただき、かなり短縮してお答えをいただきました。その中には今後検討をしていくというお言葉を今耳にしましたので、これはしっかり耳に、ずっと僕はとどめておき、また聞きますので、そういったところもぜひ、この検討をした結果、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

最後に、本市でも活用できるもので、今後対象となる事業については検討をしていただけるということで、来年度以降に期待を寄せたいと思います。

今回は、文化振興と魅力発信などのデジタル技術を活用した情報発信を主に質問しましたが、デジタル技術は全ての部署で活用が見込めます。

先日の岐阜県知事の会見、9月6日の岐阜県知事の会見におきましては、オール岐阜によるDX推進の取組の報告もありました。地域課題に即した動きが始まりました。地域の医療課題、交通移動の課題など、それらをDXで解決する動きが岐阜県でも着々と進んでおります。

本年7月には岐阜県DX支援センターの設置もされ、岐阜県全体でDXが進んでいくことから、これもぜひ市は一緒になってやっていきたいと思っておりますし、少しちょっとお時間がいただけるのであれば、少し事例を申し上げますが、つい先日、かなり痛ましい事件がありました。幼稚園バスの中に小さい子どもが取り残されていた。それはしっかりアプリを使っていたにもかかわらず、見落としがあって、本当に幼い子どもが命を落としました。そういったことも、いいという事例ではないんですけども、そういったものを防ぐことができる一つにも、やっぱりDXは、私は必要と感じております。

そういったことから、ぜひぜひ教育の分野、観光の分野、多くの分野でこのDXを推進していただくことをお願い申し上げながら、今回一般質問をこれにて終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を10時15分といたしますので、よろしくお祈りをいたします。

午前10時02分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（黒田芳弘君）

鏑本議員が退席されております。

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

それでは、再開をいたします。

続いて、7番 今枝和子君の発言を許します。

○7番（今枝和子君）

通告に従いまして、4点質問をさせていただきます。

まず初めに、児童・生徒の目の健康についてお尋ねをいたします。

市内の保護者の方々から子どもたちの視力低下を心配され、スマホやタブレットの長時間使用の影響を懸念しているとの声を複数いただきました。後にも触れますが、子どもの頃からの視力低下は、その後への危険がいっぱいあります。

今から3年前、私自身、強度の近視から網膜剥離となってしまった経験があります。子どもの頃から近視だった私にとっては、とても人ごととは思えず、今回の質問に至りました。

学校現場では、GIGAスクール構想による1人1台端末の学びがスタートしています。また、文部科学省では、学習者用のデジタル教科書についても、紙の教科書のよさや役割を踏まえつつ、普及促進を図るとしています。

これらの状況を踏まえ、文部科学省は昨年4月、眼科医等の専門家と学校関係者を招き、子どもたちの目の健康等に関する今後の対応について意見交換、懇談会を開催されました。当時の羽生田文部科学大臣は、令和3年度、全国の学校で9,000人規模という大規模な近視についての調査を初めて行うことに触れ、子どもの視力低下は、以前よりその傾向が見られるものの、学校のICT化により一層悪くなることのないよう最新の医学的知見に基づいた対応が極めて重要だと考える。新たな知見が得られれば、速やかに学校関係者にお伝えしたいと話されました。そして先月、その調査の速報値結果の概要が発表されました。

概要によりますと、裸眼視力が1.0未満の割合は学年が高くなるにつれて増える傾向にあり、小学1年生でおよそ2割の子どもが、中学3年生ではおよそ6割までに増加し、過去最多となりました。また0.3未満の子どもの割合は、小学1年生でもおよそ1割、6年生で2割、中学3年生ではおよそ3割にもなっています。

一般的に、教室の一番後ろから黒板の字を見るには0.7以上が必要とされており、1.0未満の子どもは、一番後ろに座ると裸眼では黒板の字が見にくいです。また、一番前の席からでも0.3以上が必要とされており、0.3未満の子どもは一番前の席でなければ黒板の字が見にくいです。これでは学習にも著しい影響を及ぼしそうです。

そこで、お尋ねをいたします。

本市における児童・生徒の視力検査の結果についてお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本市における児童・生徒の視力検査結果の状況についてお答えします。

子どもたちがタブレット端末、スマホやゲーム等のデジタル機器を使う機会が増え、目への影響が懸念されており、その実態を把握し、予防や対策に取り組んでいく必要があります。

昨年度の岐阜県における視力検査の結果によりますと、裸眼視力1.0未満の児童・生徒の割合は、小学校が34.9%、中学校が54.2%でした。それに対し、本巣市では小学校が29.7%、中学校が53.4%であり、小学校では5.2%、中学校では0.8%県平均よりもよい結果となっています。

しかしながら、市の7年前と比べてみますと、7年前の裸眼視力1.0未満であった児童・生徒の割合は、小学校が21.4%、中学校が45.0%となっており、小学校では8.3%、中学校では8.4%の増加となっており、急激に数値が上がっております。また、小学校1年生では17.7%であるのに対し、中学校3年生では56.4%となっており、小学校から中学校にかけて、この割合がどんどん高くなっている状況です。

予想されたこととはいえ、全国、県、市の子どもたちの視力低下は急激に進んでおり、併せて全国的にGIGAスクール構想を進める中、その対策は児童・生徒が、そして学校、家庭、地域が十分に認識し、連携した実効性のある取組をすぐに講じていく必要があると捉えています。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

7年前に比べて本当に急激に増えているということがよく分かりました。とても心配であります。

今回の文部科学省の調査では、単に視力を測るだけの検査ではなく、目の表面にある角膜から目の奥の視神経につながる網膜までの眼球の奥行き、いわゆる眼軸の長さも調べております。近くを見続けると眼軸は奥に伸びていきます。すなわち、スマホやタブレットを長時間見続けていると眼軸が伸びてしまい、眼球の形が、本来ピン球玉のような丸い形であるにもかかわらず、ラグビーボールのような形状になっていってしまいます。これが眼軸近視です。眼軸は伸びてしまうと二度と戻らないから厄介です。

調査結果では、学年が上がるにつれて眼軸長、眼軸の長さも長くなり、小学校の高学年で既に大人の平均とされる24ミリ弱を超えていました。専門家は、成長するに従い、さらに眼軸が伸びる恐れがあると、低年齢での近視の進行に警鐘を鳴らしています。

また、近視の度数と目の疾患のかかりやすさに注目してみると、近視でない人と比較して、強度の近視である人は緑内障で3倍、白内障で6倍、網膜剥離では22倍発症リスクが高まる可能性が指摘をされております。網膜剥離は処置が遅かったり、剥離した箇所によっては失明する危険があり、とても怖い病気です。私の場合、幸い発症の翌日に手術はできたのですが、手術後は10日間、食事とトイレ以外は全くのうつ伏せ姿勢を保たなくてはならず、大変苦しい生活を強いられました。

一方で、近視、この言葉を聞いて深刻なイメージを持たれる方はどれほどお見えでしょうか。一般的には近視になっても眼鏡やコンタクトを使用して視力を矯正すれば、日常生活を問題なく送ることができます。それ以上のことに考えが及ばないのではないのでしょうか。実際、私もそうでした。将来網膜剥離になるなんてことは、当時全く思ってもいませんでした。

現在、文部科学省のホームページに、端末利用に当たっての児童・生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表をされています。児童用・生徒用として、それぞれにタブレットを使うとき5つの約束とともに、保護者用向けに御家庭で気をつけていただきたいことが明示をされてい

ます。

しかし、大事なのは、この5つの約束どおり、子どもたち自身が自分の目を守るため、実際にしっかり健康管理できるかどうかです。それには低年齢で近視になった場合、強度近視になる可能性が高いこと、そして近視の度数が高くなれば、成人を迎えて以降、失明の危険も潜む目の疾患にかかりやすくなることなど、子どもたち自身がリスクを十分理解することがとても重要であると考えます。

今後、ますますICT化が加速する中で、児童・生徒の行動変容につながる指導、啓発をお願いしたいと思いますが、今後、本市としてどのように取り組まれていくかお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

すみません、途中ではございますが、本日の会議録署名議員に指名をされておりました議席番号11番 鏝本規之君が退場されましたので、会議規則第81条の規定により、会議録署名議員を追加指名いたします。

議席番号14番 道下和茂君を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

本市の子どもたちの目の健康に向けた今後の対応についてお答えします。

子どもたちの目の状況については、危機的段階として、早急かつ本気の対策を講じていかねばならないと考えております。

子どもたちの視力の低下の原因の一つとして上げられるのは、スマホやゲームなどのデジタル機器の急速な普及かつ使用時間の長さにあると言えます。令和4年度の全国調査によると、「1日当たり3時間以上テレビゲームをする」中学3年生の割合は29.0%、さらに「1日当たり3時間以上スマホをする」も29.0%という状況です。さらに1時間以上という調査になると、どちらも70%を超える状況にあります。

これらを踏まえて、現在全ての学校で情報モラル教室を進め、使用時間等、親と使用の約束を必ず決める指導をしています。また、青少年育成市民会議においても、全ての家庭に、「家族で考えよう！ネットの正しい使い方～話そう！語ろう！我が家の約束運動～」というパンフレットを配付し、約束事項として使用時間、使用場所、置き場所、ネットのつながる相手などを親と相談して決め、パンフレットに書き込むよう啓発しています。

しかし、全国調査によると、「親との約束をしていない」が13.7%、「約束を守っていない」が8.2%であることから、まずはこの数値をゼロにしたいと考え、早急にこれらの児童・生徒と保護者に個別指導を行ってまいります。

また、GIGAスクール構想の推進に当たり、本市では配付したタブレット使用に当たって、国のガイドブックを基に、授業等で使用する際、画面に近づき過ぎないようにすること、30分以上の使用にならないよう配慮し、担任や教科担任の連携の下、1日全体の使用時間も1時間程度になる

よう配慮しております。

また、学校や家庭でのタブレットやスマホ等を使用する際には、眼科医からの指導内容である画面までの距離を30センチ以上離すこと、30分画面を見たら30秒は遠くを見るようにして目を休ませることという、この30・30・30を全ての学校で徹底しているところです。

この内容を含め、担任及び養護教諭が視力低下のメカニズムと同時に予防対策について子どもたちに指導をするとともに、保健だよりや学級懇談会で今まで以上に強調して保護者にも呼びかけています。

目の健康については、過度のスマホ等の使用により、視力低下のみならず、物が二重に見えたり、遠近感や立体感がつかみづらくなったりする急性内斜視や、成人してから緑内障や網膜剥離等を引き起こす危険性があることが指摘されておりますので、今後はこれらの内容を眼科医などから直接子どもたちが指導を受ける機会を設けていきたいと考えております。

こうした指導を通して、子どもたち自身が視力低下はデジタル機器の長時間使用が大きく関係していることを理解し、さらには、今の状況が続ければ、将来の目の危険性があることを自覚して、自分の目は自分で守るという固い決意と、自分の生活をコントロールする行動力を高めていくよう努めてまいります。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

大変細かく対策を打っていただけたということで、安心をいたしました。本当に目は自然治癒力がありませんので、どの子も自分の目を守るために、自発的に健康管理ができる体制をよろしくお願いいたします。

次に移ります。

NIE教育についてお尋ねいたします。

NIEとは、ニュースペーパー・イン・エデュケーション、学校などで新聞を教材として活用する活動のことです。

今、社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきています。そんな社会であっても、子どもたちにはたくましく生き抜き、また、よりよい未来を切り開いてほしいと願うものですが、そのために子どもたちに求められていることは、社会の課題や事実を正しく捉え、解決のために行動する力ではないでしょうか。また、膨大な情報が行き交うインターネット社会で正しい情報を取捨選択し、読み解く情報活用力も必要だと思います。

今、各家庭を含め、社会全体に新聞離れの傾向があり、あらゆる情報をネット検索から得る状況にあります。インターネットの便利さに潜む危険性にフィルターバブルというものがあります。

フィルターバブルとは、インターネット上で泡の中に包まれたように自分の見たい情報しか見え

なくなることで、過去の検索履歴などの情報から、ユーザーが見たいと思われる情報を端末が自動的に判断して表示する仕組みです。フィルターバブルにより視野が狭くなることや、自分と異なる価値観、考え方に触れる機会がなくなることがとても危惧されます。

一方、新聞には今があると表現されるように、新聞はページをめくれば、見出しだけでなく、全ての情報が一斉に視覚内に入ってきます。国内外の社会情勢や出来事、また自分の興味のない分野や業界などの情報も自然と知ることができるため、情報の偏りなども減ってきます。今の子どもたちに必要な力を身につけるのに、新聞は大きな役割を果たしていると思います。

そして先日、NIE教育実施校の一覧に席田小学校の名前を見つけたのです。教育に新聞をのNIEの取組を4月から始められており、大変意義のあることだと感じました。

そこで、お尋ねいたします。

新聞を活用した教育に対する見解と、本巢市内の学校の現在の取組状況をお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

新聞を活用した教育に対する見解と、市内の学校の現在の取組状況についてお答えします。

新聞は、政治、経済、社会情勢、スポーツ、文化、文芸など多様な分野の世界や社会や地域の動向などに日々触れることができ、自分の興味あることだけでなく、社会全体と密接につながるメディアです。ですから、子どもたちに求められている、地域や社会の中で課題を見つけ、解決のために行動する力を育むためには、新聞に触れ、活用した教育が大変有効であると考えています。

しかしながら、日本での各家庭の新聞購読率は、2008年には88.6%でしたが、2021年には61.4%となっており、新聞離れが進んでいます。

さらに、本年度の全国調査においては、「新聞を読んでいますか」の問いに、小学校では全国13.8%、本巢市も13.0%、中学校でも全国9.4%、本巢市9.9%と回答しており、小・中学生ともに、全国も市もほとんど新聞を読んでいない現状となっています。

一方で、個人がネットを通じて取得するデータ量は、2003年当時と比べ、2020年には68倍にもなっています。また、アメリカのマサチューセッツ工科大学の調査によると、SNS上では、事実よりも誤った情報のほうが6倍早く拡散するというデータもあります。こうした現状から見ても、現在の子どもたちを取り巻く環境は、虚実との境界が曖昧になってしまうほど情報が氾濫している状況です。

こうした状況を鑑み、報道機関のニュースの事実とSNSの偏った見方や意見との違いが分かるなど、不確かな情報や都合のよい情報に惑わされないリテラシーを子どもたちが身につけることが急務です。特に確かな情報元から調べる、事実と意見を分けて理解するといった能力は、繰り返し指導することで身につけていくと考えています。

これらの能力を身につけていくためには、子どもたちが自ら正しい情報を取捨選択し、読み解く

力を身につけることができる新聞を活用した教育が非常に効果があると捉えております。

現在の本巢市の取組といたしましては、N I E教育を推進する席田小学校では、本年度は沖縄返還50年を中心に戦争と平和に関わる新聞記事を読み、共感できる新聞を切り取ってノートに貼り、自分の考えをどんどん書き込んでいきました。指導した教師からは、自分の考えをつくり上げ、交流することに大きな手応えを感じたと、そのよさを語っていました。

新聞を活用し、歴史的事象と事象を心に刻む教育を進める外山小学校や本巢小学校では、毎年、東日本大震災発生の日3月11日の新聞報道、その3月11日前後に当時震災に関わった新聞記事を図書館に掲示し、子どもたちが新聞を基に防災について考える機会を意図的に設けています。

最近では、ロシアのウクライナ侵攻についても同様の取組がなされ、多くの子どもたちが新聞記事から平和について考えています。

そのほか、朝の会などを通して、毎日の新聞から紹介したい記事を取り上げ、社会課題と自分たちの生活をつなぐ教育実践も多く見られます。

今後は、このような取組を市内の学校に広げ、新聞を基に社会事象や問題を知り、視野を広げ、深く考えることで子どもたち自身が判断し、考えを持つ力を高めていきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

様々な取組が各学校でなされているということがよく分かりました。先ほど教育長がおっしゃられたように、事実と意見の縦分け、これは私たち大人にも大変重要なことではないかなと思います。子どもの頃からそういったことを習慣的に身につけることの重要性を改めて実感いたしております。

次に、これまでのN I Eの実践からは、読解力や情報処理能力、多面的、多角的に考察し判断する力、情報を適切に選び取り、分かりやすく伝える力などが身につくと報告をされています。

子どもたちの学びをより実社会と結びつけるためにも、今後、新聞を活用した教育をさらに進めてほしいと願いますが、その見解をお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

今後の新聞を活用した教育に対する見解についてお答えします。

日本財団が行っている、海外と日本の若者に国や社会に対する意識を問うた18歳の意識調査において、1つ目、自分は責任ある社会の一員だと思うか、2つ目、自分で社会を変えられると思うか、3つ目、自国に解決したい社会課題はあるかなど、全項目で日本は最低数値でした。しかも他国に大きく水をあけられての最下位です。そして4つ目の社会課題について、家族や友人など周りの人

と議論しているかの質問では、「はい」と答えた日本人はたったの27.2%、他の国は70から80%となっています。日本の18歳は社会課題に対する認識が甘く、そのことについて周りとは議論していないことが分かります。

子どもたちに、地域や社会の課題を見つけ、解決のために行動する力を身につけ、よりよい社会をつくり出すことを期待するならば、まずもってこれらの質問項目に上げられる意識を大改革しなければならないと強く思っています。

そのために、今後新聞を活用した教育を充実させることは、物すごく重要だと考えています。まずは授業で新聞記事を活用する実践をより進めてまいります。

例えば、中学校社会の公民の授業で、学習内容と新聞、つまり授業と暮らしや社会を結びつけていきます。さらに、自分が気になった新聞記事とその内容、理由を簡潔にまとめ、発表する取組を取り入れたり、総合的な学習の時間では国際理解、環境、福祉、健康などのテーマや課題を決め、その解決に向けて必要な新聞記事を探し出したりします。共通の1つの新聞記事から自分の考えをつくり、周りとは議論して考えを深める学びも効果的だと考えます。

新聞活用に当たっては、本年度は新聞協会が進める、教育に新聞をのN I E教育にもっと力を入れてまいります。

夏休み中に行われた日本N I E学会によるワークショップに、市を代表して3人の教職員が参加し、N I E教育について理解を深めてきました。新聞記事にSDG s付箋を貼り、自分の考えやその根拠を明確にすることの重要性や、他者との比較や理解の方法などを学んできましたが、そのまますぐにでも学校で実践したい内容でした。

加えて校長会が中心になり、市内全学校でN I E教育を進めていくために、管理職と担当教諭、図書司書等を対象とした研修会を開催します。N I E教育に精通したベテラン記者を招き、N I E教育の過去の有効かつ具体的な取組の紹介や気軽な活用方法、子どもたちへの指導方法を学びます。

今後、新聞を活用した教育推進に力を入れていきますが、まずは毎日新聞を読む習慣を身につけていくことが大切です。文部科学省によるお茶の水大学への委託研究によると、新聞を読んでいる子どもの未来の学力が物すごく高いということも示しながら、各家庭にも啓発していきます。あわせて教師自身が新聞の重要性を実感し、読み込むことで、社会人としての自覚や教師としての語彙力を高めてまいります。

新聞が物事の本質を見極め、地域や社会の課題を見抜き、議論しながら主体的に行動できる力を身につける近道になっていくことを信じて、新聞を活用した教育を推進してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

世界から見て日本の18歳、今どれだけ後れを取っているかということが先ほどの数字で明らかに

されておりました。今後、市内全校で推進をしていただけるということですので、今後の日本の若者たちに期待をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、地域型保育事業についてお尋ねをいたします。

厚生労働省は8月30日、認可保育所などに入所できない待機児童数が4年連続で過去最少を更新したと発表しました。政府が取り組んできた保育の受皿拡大に加え、少子化の加速で就学前人口が想定以上に減少、新型コロナウイルス感染拡大による利用控えも続き、待機児童の大幅減につながったとしています。

一方、女性の就業率は上昇傾向で、共働き家庭が増えることが見込まれるため、保育の必要性は再び増すともしています。

そんな中、市民の方から10か月未満の子どもの預け先が見つからないとの相談を受けました。現在、市内では1歳未満の保育は糸貫東幼稚園のみで対応されていますが、月齢は10か月からが対象となっています。10か月未満児への対応がないことから、彼女は市内にある企業主導型保育園に問合せをされました。ところが、翌々年まで定員がいっぱいで空きがないという状況だったそうです。

政府が取り組んできた保育の受皿拡大についてですが、待機児童数の約87.9%をゼロ歳から2歳児が占め、低年齢児の待機児童が多いことから、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行をされました。できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、保育所等の整備を政府が推進してきた結果、保育の受皿を拡大することができたのです。

この受皿の一つに、ゼロ歳から2歳児の乳児保育に限定した小規模認可保育園があります。市が認可をすることで国の補助が受けられるため、事業者にとっては参入しやすく、スピード感を持って保育の受皿を確保できるという利点があります。近隣では瑞穂市に4園、北方町には1園あります。

低年齢児の保育には、共働き世帯の需要だけではありません。産後鬱や育児ノイローゼなど、子育てに悩む方たちです。子育てに悩む専業主婦が地域から孤立し、子どもへの虐待リスクが高まることが指摘をされていますが、保育所を利用できれば孤立を回避し、心身を休めることもできます。

このような背景から、勤務形態や勤務先の体制など様々な理由で育休を取ることができない共働き世帯、そして産後ケア事業後の切れ目のない支援体制整備なども鑑み、10か月未満児の保育対応も必要ではないかと考えます。いかがでしょうか。市内幼稚園の対象月齢拡大、または小規模認可保育園事業など、今後10か月未満児の保育の取組への見解をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、地域型保育事業など、今後の取組への見解についてお答えいたします。

地域型保育事業は、利用定員6人以上19人以下の小規模保育や利用定員5人以下の家庭的保育のほか、居宅訪問型保育や事業所内保育などのゼロ歳から2歳児の小人数保育事業を対象とした市町

村認可事業であります、これまで市内に設置された事例はありません。

一方で、平成28年度から、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するほか、定員の50%未満は地域の方の利用も可能な施設として開始された国の直接助成事業、企業主導型保育事業、認可外保育施設ではございますが、これは現在市内に2事業所の設置があります。

本巣市における子育て支援事業は、令和元年の市民ニーズ調査を踏まえて、令和2年3月に令和6年度までの5年間の第2期本巣市子ども・子育て支援事業計画を策定し、市内8園の幼稚園により幼保連携型保育事業を実施するとともに、うち1園においては10か月以上のゼロ歳児保育を実施しております。しかし、ゼロ歳児保育の現在の利用はございません。

さらに、未就園児の子育て支援では、子育て支援センター3か所を設置しており、年間延べ3,000組を超える親子が気軽に相談や遊べる場所として利用していただいております。

また、児童を養育することが困難な御家庭の支援として、地域子ども・子育て支援事業としての子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業でございますが、これには168人が、病児・病後児保育事業には175人が利用していただいております、これらを事業者に委託することにより実施しているところでございます。

令和3年度に厚生労働省が発表した、保育を取り巻く状況についてによりますと、ゼロから5歳児人口は今後も減少傾向にあるものの、女性の就業率と1・2歳児の保育利用率は年々上昇傾向にあるとの見通しが出されているほか、地域の子育て支援で最もニーズが高いのは、悩みについて気軽に相談できる人や場所とも示されております。そのため、引き続き10か月以上児から5歳児においては、本市の子育て支援策の柱である幼保一体型の公立幼稚園の充実に努めるとともに、10か月未満のゼロ歳児の子育て支援といたしましては、各種委託事業に加え、市内3か所の子育て支援センターや子どもセンター事業を充実させることにより家庭における子育て支援を充実させ、子育て世代の新たなニーズにも注視していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

現在、市内の10か月未満児は利用者がゼロという数字ではありましたが、多分ゼロ歳未満で企業型とかに預けられた方は、その延長線上で企業型に保育をされているということで、10か月になったから市内に変わるということはないのではないかと感じております。

また、様々なところの委託のところでも対応というお話でしたが、お母さん方が求めていらっしゃる、そういうので悩みが解消される方も確かにいらっしゃると思いますが、長期的に保育所として、単発的に面倒を見ていただくということではなくて、就業なり、精神面なり、あらゆることを鑑みて長期的に預けたいというニーズが多いと。多いというか、必ずしもないことはないというふうに思っております。潜在待機児童という言葉があるように、正確にその数を調べるのが難しい

ということも指摘をされております。

そして、今、市内には2つの企業主導型保育所があるということですが、そこも今、先ほど申し上げましたように定員がいっぱいということであるのに加え、国では新規の募集は今しておらず、定員枠を広げることも困難な状況であります。近隣市町の状況や私が現場で聞く限りでは、ニーズはあると実感をしております。

そして、何より10か月未満児の受皿が、安定的な長期の受皿がないということの解消を切に願ひまして、今後対応を期待したいと思っておりますので、どうか御検討をよろしくお願いいたします。

では、次に移ります。

この夏、岐阜県公明党女性局の視察研修で、コンテナレスキューホテルに宿泊をしてきました。平時にはホテルとして運営される客室を災害など有事の際に被災地などに速やかに仮設し、仮設宿泊場として利用するものです。コンテナの形をしていまして、車輪がついています。それで移動可能なものなんですけれども、東日本大震災での現場体験からコンテナをホテルにするという発想が生まれたそうです。

復興支援に携わる中で、避難所での被災者の快適な暮らしの提供に時間がかかることを強く感じられ、有事の際、迅速に駆けつけて、ホテル並みの快適な空間を提供できないものかと、これがレスキューホテル構想の原点だそうです。

実際に宿泊を試みまして、コンテナの外観からは、およそ想像できない快適かつ上質な居住空間であることに驚きました。有事の際の避難所というものに、また一つ新たな領域を感じる研修となると同時に、より快適な避難生活を確保するため、改めて考える機会となりました。

そこで、避難場運営についてお尋ねをいたします。

9月1日は防災の日です。皆さんも御承知のとおり、大正12年9月1日に発生した関東大震災に由来します。日本の災害史上で最大級の被害をもたらした関東大震災でしたが、残念なことに近年歴史は塗り替えられ、阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、また地震以外にも水害や土砂崩れなど、日本は毎年のように災害が発生し、人々の生活に大きな被害を出しています。

昨年5月には災害対策基本法が改正をされ、近年の大規模災害において、避難情報が分かりにくく、避難が遅れ被災した事例が多数発生したことから、避難勧告と避難指示が一本化をされました。例えば、警戒レベル4では避難指示のみとなり、全ての方が避難しなければなりません。このように、避難の遅れから被災することがないように、的確な情報が得られるようになりました。

しかしながら、発災直後は危機を免れても、その後の慣れない避難生活でのストレスによる持病の悪化など、様々な要因が重なって命を落とす災害関連死にも注視しなければなりません。特に地震の場合、建物の倒壊などで直接する死亡よりも、災害関連死で亡くなる方が多くなっています。阪神淡路大震災では919人の方が災害関連死により亡くなりました。

そして、災害関連死は、その多くが高齢者や障がい者等の要配慮者、避難行動要支援者です。せっかく災害から身を守ることができたのに、その後の避難生活によって命を落とすなんて、残念ではありません。よりよい避難生活を確保し、何としても災害関連死は防いでいきたいものです。

そこで、お尋ねをいたします。

令和3年6月議会におきまして、福祉避難所整備についての質問に、現在指定中の福祉避難所の在り方など体制の見直しを進めるとともに、民間施設の活用も検討するとの御答弁をいただきました。福祉避難所は、災害関連死の多くがそうであるという要配慮者の方々の避難先となります。その進捗状況をお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、福祉避難所整備の進捗状況につきまして、お答えをさせていただきます。

福祉避難所とは、高齢者や障がい者、その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるために、バリアフリー化や多目的トイレなどの設備、特殊入浴機器などの機材、介護職員など人材を備えた社会福祉施設などを利用して開設される避難所施設であることから、令和3年6月議会の一般質問におきまして、福祉避難所につきましては民間施設等の活用の検討を進めてまいりたいとの答弁をさせていただいたところでございます。

その後、昨年11月には、市内に所在する民間の介護保険施設や障がい福祉サービス事業所であり、ます13の事業所に対しまして、災害発生時要配慮者受入れ等の協定の締結に伴う意向調査を実施したところ、7つの民間福祉事業所から、協定の締結に対しまして前向きに検討してもよいとの内諾をいただくことができ、今年度に入りましては、福祉避難所の開設に当たっての条件や実費弁償などの費用負担、物資調達方法などの運用面の協議、調整を進めているところでありまして、今後多くの事業所と協定の締結ができる見込みとなっております。

また、現在策定中の個別避難計画により、福祉避難場への受入れ、要配慮者を特定することで、平時から要配慮者、受入れ側双方の連携が図られるなど、より実効性の高い福祉避難所の整備に努めているところでございます。

なお、今回の意向調査で内諾を得ることができなかった事業所には、今後も協定の締結に御理解、御同意いただけるよう働きかけを継続してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

早速民間との協定を進めていただけているということで、大変うれしく思います。引き続きの環境整備をよろしく願いいたします。

次に、届出避難所制度導入についてお尋ねをいたします。

届出避難所制度とは、小・中学校などの指定避難所とは別に、地域住民が地元の公民館などを避

難場にしたいと自治体に届出を出し、自治体が認定をするという制度です。自治体はその場所が安全でふさわしいかどうか判断をして認定することになるのですが、届出避難所として認定をされれば、指定避難所と同様に支援物資も支給をされます。また、職員の派遣はなく、自主防災組織、地元の方々が運営することとなります。ここ数年で届出避難場を導入する自治体は、全国に広がりつつあります。近隣では大垣市、垂井町、養老町などが導入をされております。

届出避難所は、避難所が近くなること、分散避難の一つとなること、コロナ禍にあっては、指定避難所の収容可能人数は、これまでの想定の数分の1から4分の1程度にまで減少する見込みであり、分散避難が推奨をされています。そして地域住民の判断で開設が可能になることから、状況に応じて素早く柔軟に開設できるというメリットがあります。

避難者にとっても、自宅から近いことはもちろん、慣れた場所であることや周りにはなじみの顔が多いことなど、特に高齢者には安心感があり、ストレスの軽減につながります。

さらに、別の側面から見れば、今年度より本巣市が防災士養成講座を開催され、地域で活動する防災士の育成をされます。届出避難所に職員の派遣がなくても、各地域の防災士の方々の活動が期待できます。

分散避難や地域防災力向上、そして、より日常に近い、安心な避難生活の確保のためにも、自主防災組織が運営する届出避難所は、今後重要な役割を果たすのではないかと感じますが、いかがお考えでしょうか。届出避難所制度導入への見解をお聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、届出避難所制度導入への見解につきましてお答えをさせていただきます。

分散避難につきましては、災害時には多くの避難者が避難所へ避難することが想定され、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染防止対策のため、避難所での密集や密接を避け、親戚や知人宅、旅館やホテルなど、指定避難所でない場所へ災害が起きる前へ避難を完了するという避難先を分散する避難方法がございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、分散避難の重要性が高まってきております。

このような中、避難先として地域の集会所等を使用する届出避難所制度を導入し活用することは、共助となる地域防災力の向上のみならず、災害時の地域住民の自発的な避難行動の誘発にもつながり、また、身近な自治会内の住民同士での生活となり、より安心な避難生活となることが見込まれ、非常に有効なものであると考えております。

なお、この届出避難場は、自主防災組織による自主的な開設と運営、維持管理が前提でございますが、現在多くの自治会で自主防災組織が組織され、緊急避難場所となっております集会所への避難に対応するため、各組織が市の補助事業を活用するなどし、非常食や長期保存水、災害時用の資機材を備蓄されておりますので、集会所等の立地が土砂災害や浸水害の危険がない場所であり、避

難者を受け入れるに当たってある程度の床面積を確保できるなど、一定の条件を満たす場合には届出避難所とすることは可能なことから、制度導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

制度の導入に向けて検討を進めていただけたとのことでした。

今後、地域防災力の向上につながるよう、私も防災士の一人として貢献していきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。5分間の休憩をいたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

続いて、8番 高田浩視君の発言を許します。

○8番（高田浩視君）

8月に新型コロナに感染し、家族の濃厚接触者の期間も含めて半月自宅療養し、しっかり寝ていました。今は体調万全です。私も今回熱くならないように淡々と進めさせていただきたいので、答弁者の方、御協力をお願いします。

年1回、このような質問をさせていただきます。相変わらず中途半端な知識で質問しますが、お許してください。

9月は決算議会ということで、監査の審査意見書を読んで、どうしても気になる部分があり、過去の審査意見書を確認し、この場であえて質問します。

1点目の本巢の経常収支比率についてですが、毎年の歳入歳出決算に係る監査委員の審査意見書があります。第三者による的確な率直な意見であると理解しています。私が注視しているのは、毎年のまとめの部分にある経常収支比率に係る意見です。その年の経常収支比率の数値、そしてその動向により財政状況が判断されています。その前年からの動向を注視し、以後の財政運営に厳しい意見を述べられています。

日本や世界が先の読めない予測できない状況になっています。しかし、本巢市においては、コロナ禍の中、新庁舎の完成や高速道路の開通が迫っています。これらの事案がその後の財政状況に与える影響は大きいはずで、この流れでいくと、経常収支比率はどうなるんだと疑問を持ってしま

います。経常収支比率に着目した財政運営の方針を確認させていただきます。

1点目に入ります。

本巢市における経常収支比率の意義ということで、歳入歳出決算の審査意見書の経常収支比率に係る意見を少し遡って確認します。

令和元年度です。最後の部分ですが、最後に、当年度決算は、繰越金、諸収入の増加により、自主財源が若干ではあるが増加している。また、経常収入が増加しているのに対し、経常収支比率が87.7%で、前年度に比べ0.5ポイントと毎年のように上昇している。これは、75%程度の数値が妥当と言われる中、大変高い数値となっており、財政構造の弾力性がなくなりつつあると言わざるを得ない状況である。このような厳しい財政状況において、ちょっとここ、注釈は略しますが、今後の財政運営については、これまで行ってきた行財政改革を維持するとともに、市税の減少、自主財源の推移、三位一体改革による影響等、本市の財政状況に与え得る要素を考慮し、自主性・独自性を発揮した事業の選択及び財源の適正配分を行い、健全な行財政運営に努められたいとあります。

続いて、令和2年度ですね。昨年度、1年前です。最後に、当年度決算は、これまでの年度と異なり、新型コロナウイルス感染症に関する各種施策や補助事業等により、国庫支出金、市債等の依存財源が大幅に増加したことから総体的な自主財源の割合は低下しているが、金額ベースで捉えると2.4%の微減となっている。また、経常収入が増加しているのに対し、経常収支比率が86.8%で、前年度に比べ0.9ポイント低下している。これは、75%程度の数値が妥当と言われる中、依然として高い数値であり、財政構造の弾力性がなくなりつつあると言わざるを得ない状況である。このような厳しい財政状況下において、ここもちょっと省略させていただきますが、将来にわたり市民サービスを継続的・安定的に提供し、持続可能な都市経営を行っていくためには、施策目標の達成に必要な事業の精査、手法の見直しの徹底や将来の財源涵養など一層の歳入確保に向けた取組を進めるなど、適正でより効果的・効率的な行財政運営に努められたい。

この2年度とも、その後の記載には、事務執行に当たり費用効果を検証する中で、さらなる経費削減を図り、効果的・効率的な事務執行を進めるように求めています。令和3年度は議案に上がっていますので触れませんが、同様にこの経常収支比率の値、そしてその動向に着目されています。

市として、この数値にどのような意味を持たせているのか、どのような意味があるのか、御質問させていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

市の財政としましては、毎年経常的に必要となる義務的経費に充てる財源に加えまして、社会情勢や社会経済の変化、また市民ニーズの多様化による行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保する必要があり、その財源の確保の程度を表す数値が経常収支比率でござ

います。

経常収支比率は、経常的な一般財源のうち、経常的経費、経常的な経費に充当される割合を示すもので、この数値、パーセントが低いほど、財政構造の弾力性があると判断できる指標となっております。

なお、経常的な一般財源とは、市税、普通交付税、地方譲与税などをいいます。また、経常的経費とは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が主なものです。

令和3年度の決算において82.5%となり、前年度と比較して4.3ポイント低下という表現をされておみえになりましたが、改善をしております。これは、東海環状自動車道インター周辺整備事業等における借入額の増加によって、義務的経費ではありますが公債費が増加した一方、前年度と比較して新型コロナウイルス感染症の影響により市税が減少となりましたが、臨時財政対策債を含めた広義での普通交付税の交付が増加となりましたことから、数値の改善につながった要因と考えております。

いずれにいたしましても、現在推進しております東海環状自動車道インター周辺整備事業や庁舎整備事業といった投資的事業への財源を確保する必要があることから、引き続き経常的経費の削減に努め、財政構造の弾力性を保つ必要があると考えております。

[8番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ちょっともう少し聞かせていただきます。

少し分かりづらかったんですが、いろんな指標があります。本巢市の財政運営にとって、この指標の意義といますか、重要度といますか、もう少し分かりやすく説明を願えることは可能でしょうか、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

再質問でよろしいですか。

○8番（高田浩視君）

はい。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

経常収支比率は、先ほど答弁させていただきましたが、市の財政の状況を見極めるための数多くある指標の一つで、経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標となっております。これにつきましては、経常的経費、経常的収入の割合を示すものであって、臨時的経費というのが財政の中には

ございますので、そういった部分は比率の中に反映されておらない数字でございます。

また、その他の主な財政指標としましては、地方公共団体の普通交付税算定上、留保財源を大きく示すことで財源の余裕を示す数値であります財政力指数や、地方公共団体の借入金や返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し資金繰りの程度を示す実質公債費比率、また地方公社や出資法人等を含めた地方公共団体の一般会計などを含めてですが、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率といった様々な財政指標があります。

なお、この財政運営においては、こうした様々な財政指標に照らし合わせて市の現状を分析しながら、健全財政に努めているところでございます。以上です。

[8番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

それでは、2点目ですね。

それでは、本巢市の経済収支比率の推移を評価していただけないでしょうか。本巢市として評価していただけないでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

経常収支比率の推移でございますが、直近3年間で言いますと、先ほど議員が申されましたように、令和元年度87.7%、令和2年度決算で86.8%、令和3年度決算においては82.5%と、年々改善されている状況でございます。

また、県内21市における経常比率の状況につきましても、令和元年度は21市の中で6番目、令和2年度は21市の中で7番目、令和3年度については大垣市と同率の6番目ということになっており、県内の市と比較いたしましても、一定の弾力性を保っている状況と評価しております。

[8番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ここも再質問させていただきますが、年々改善されておりますというお答えなので、市の財政運営にとってよい方向に向かっている、望んでいる方向に向かっている、導いていると理解しました。

ちょっと気になるのが、外的要因によりこの数値が動いてしまうことはないのかと疑問を持ちます。本巢市の置かれている状況、財政的に今、ふるさと納税が増えている、起債が増えていると言われました。さっき予算決算委員会のときで堀部議員のふるさと納税の返礼品に係る質問でもちょ

っと気になったんですが、ふるさと納税の受入れの増減や起債の増減がこの数字に及ぼす影響についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

ふるさと納税を含めた寄附金につきましては、決算統計上、経常的な一般財源ではなく、臨時的なものとして仕分されることから、このふるさと納税については経常収支比率に影響を及ぼすことはございません。

また、市の臨時的な投資的事業に対する借入れを行う地方債につきましては、歳入においても経常的な一般財源ではなく、臨時的なものとして仕分されることから、こちらについても影響を及ぼすことはないということでございます。

一方、歳出となる公債費におきましては経常的経費となり、一部の公債費を除きますが、公債費については影響を及ぼすということになっております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

次、3番目、今後のことですね。

少子高齢化による労働人口の減少、さらに今年に入り世界情勢の急変による予想できないほどの物価高騰が起きています。人件費や物価高騰を考慮し、今後の推移はどうなるのかお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

法律や性質上、仕分が義務づけられた裁量的に減額できない人件費や、扶助費、公債費のうち人件費及び公債費につきましては近年増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるところでございます。また、引き続き物価高騰による経済状況で推移した場合、消耗品費や光熱水費といった物件費や施設の維持管理費等の経常経費の増加に加えて、現在推進しておりますインター周辺整備事業や庁舎整備事業など大型投資的事業に充当を予定している市債についても令和5年度末までに多くの借入れを予定しており、その償還を行うための公債費も増加することで、さらなる義務的経費の増加が見込まれ、経常収支比率は現在よりも高くなり、財政の弾力性が失われることと想定しております。

そうしたことから、今後も引き続き経常経費の抑制に努めていくとともに、事業の見直しや公

共施設等の統廃合も含めました経常経費の削減に努めつつ、企業誘致の促進により経常的な一般財源となります市税を確保することで、引き続き健全財政の維持に努めてまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

すみません、ここも再質問させていただきます。

数値は現在よりも高くなり、財政の弾力性が失われると想定していますということです。今は、ウクライナ情勢やアメリカの施策による円安の影響により、予想を超える物価高騰が起きています。しかし、それまでは社会全般において、過去において経費の削減のための人件費削減が叫ばれ、社員の方に無理や我慢を強いてきた期間がありました。社会全般の話です。今は労働環境の改善、さらには労働単価の上昇が必然となっています。さらに、労働人口の減少です。選ばれる職場になる必要があります。

市役所も意欲あふれる職員が集まり、その能力をしっかりと発揮していただき、しっかりと対価をお払いしていただく必要があります。義務的経費、人件費の抑制は可能なのでしょうか。働き方、労働の質を上げていただき、見合う対価を支払っていく。個々の人件費は高騰していきますが、経常収支比率の低減を目指すなら、全体の人件費を含め、義務的経費を抑えていく必要があると考えますが、どうですか。

お答えの中で、今後も引き続き経常経費の削減に努めつつということがありましたが、もう少しそのところ、詳細説明をお願いできませんでしょうか、お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。

経常経費の削減につきましては、毎年度当初予算編成時における予算編成方針におきまして、これは内部のことですが、各部局に対して前年度当初予算と比較した経常経費の削減率を示しまして、それに基づいた事業の見直しを行っていただき、予算要求をしていただき、経常経費の削減に努めていただくことで当初予算を上程しているところでございます。

また、経常経費の削減対象以外にも、事務事業などにおきまして各部局にて事業の見直しを行っていただきまして、市長が常日頃言っておりますが、最少の経費で最大の効果を上げる、これは最少の経費というのは人件費も含めての話にはなりますが、そういったことに努めるということで、今後も市の健全財政におきまして健全財政を維持していくということで努めてまいりたいと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ありがとうございました。

では、2点目ですね。先ほど高橋議員からDXの話があり、大変心強く思いました。引き続き頑張っていきたいと思います。

今後のDXの推進を見据えたペーパーレス化の取組について、なかなか全体像が見えてこないの
で、個々のことについて少し提案といいますか御質問させていただこうと思います。

始めます。

国において6月に、デジタル田園都市国家構想推進交付金令和3年度補正予算額200億円の採択
がありました。全国で531団体、事業件数は843件、交付対象事業費は計379億円、国費ベースで200
億円の交付が採択されています。私は、大変惜しい、もったいないなと感じています。

この交付金を使って全国で地域課題解決に向けて多様な先進的な取組が始まっています。先ほど
も高橋議員の質問の中にもありましたが、岐阜県もDX推進計画推進に当たり、この交付金の採択を
受けています。本巣市が交付を受けなくても、岐阜県としっかり密に連携すれば、活用は可能かと
考えます。期待しています。

さて、岐阜県はこの計画の中で、あらゆる政策分野における現状と課題を整理し、誰一人取り残
されない人に優しいデジタル化を進めています。私は本巣市民として、誰一人残されない社会の実
現のために、引き続き御質問させていただきます。

1点目のDXの推進に関して県との協議についてですが、まず岐阜県がどんなことを考えている
かということで、今年3月に出されました岐阜県DX推進計画を確認します。そこに市町村行政の
DX支援という項目があります。

その項目の現状と課題として3つ上げていますが、過疎化が進む地域では、市町村のみでデジ
タル化を担う人材やデジタル化を推進する体制の構築が困難である。2つ目、デジタル化のノウ
ハウが不足しており、産学官が連携し、地域課題の解決等、官民の協働が不可欠である。3つ目、デ
ジタル化の取組に県市町村でばらつきがあり、享受できる利便性が異なる。県、市町村が連携し、足
並みをそろえたデジタル化が必要である。

そして、政策の方向性と主な施策として3つ上げています。気になるところをちょっとピックア
ップさせていただきます。

1つ目ですが、地域課題解決の枠組みづくりとあります。地域課題解決を目的に、県、市町村、
企業、大学等で構成する枠組みを全県域で構築する。また、枠組みでは専門的なコーディネーター
によるサポートの下、諸課題の解決に向けたプロジェクトを立ち上げますと。市町村が取り組むD
Xを支援する補助金制度の活用により、地域の自立的発展を目的としてDXを推進する事業を支援
する。

2つ目に、県と市町村の連携による業務標準化支援とあります。県の取組の市町村への展開や必要システムの共同調達により、市町村の行政サービスのデジタル化を推進、支援するとともに、全ての県民がデジタル化のメリットを享受できるよう、2026年度までに全市町村で持ち運べる役所の実現を目指します。市町村と連携し、標準化に必要な現状業務の業務フローの見直しや国基準への移行計画の作業などに共同で取り組むことにより、国が目標とする2025年度までの基幹業務標準化への着実な移行を支援します。標準化に当たっては、各市町村が抱える現場の課題を協議会等を通じて吸い上げ、住民の利便性や職員の業務効率の低下、またシステム全体の経費のコスト増につながることをないよう、必要に応じて国に要望していきます。

3つ目、人材育成やサポート機能強化による市町村DX支援とあります。市町村のDXを技術面で支援する相談窓口を設置し、仕事の進め方や事務の見直しから、情報システムやデジタル技術による課題解決までをサポートする体制を構築します。県への市町村職員の受入れや県が実施する研修の共同開催、カリキュラムの提供等により、市町村職員の人材育成を支援します。

県と市町村の活発な協議の実施とあります。岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会を活用し、岐阜県市町村行政情報センターとも協力しながら基幹業務の標準化対応、システム共同調達及びオープンデータの充実化等、DX推進に当たって諸課題に対する協議や情報共有を行い、県と市町村が連携してオール岐阜でDXを推進しますと書いてあります。

この中で、市町村と連携、市町村を支援、市町村と協議と多く明記してあります。この部分を捉えて、県と協議を行ったか、確認したいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、DXの推進に関する県との協議につきましてお答えをさせていただきます。

現時点では岐阜県との個別での協議は行っておりませんが、毎年、岐阜県清流の国推進部デジタル推進局長を会長とし、県内全市町村長が組織する岐阜県市町村DX推進連絡協議会や、担当で組織するオンライン申請活用推進部会が開催され、岐阜県並びに各市町村のDXに関する情報の共有を行っております。また、岐阜圏域の市町村が参加する個別調整会議においては、近隣市町の進捗状況や取組内容等について意見交換を行っている状況でございます。

なお、岐阜県では、令和4年3月に策定しました岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画に定めた各施策を着実に実施するため、県内のDX推進をワンストップで支援する窓口「ぎふDX支援センター」を令和4年7月に設置しました。今後は、当センターの活用を含め、DXの推進に努めていきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ここも再質問させていただきます。

協議をしたことがないということですが、それでは、明らかに今、DXの波はどんどん足元まで押し寄せています。今、個別に今後協議を行っていく気持ちがあるのかどうか、お伺いしますけど。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市のDXを推進していくためには、県との連携は必要不可欠であることは私も思っております。今後も岐阜県市町村DX推進連絡協議会をはじめといたしました会議におきまして課題に対する協議や情報共有を行い、各分野のDXの推進も含め、必要に応じ今後は個別に県との協議を行っていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

それでは2点目、市役所で管理する書類の保存方法の現状についてお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、市役所で管理する書類の保存方法の現状につきましてお答えをさせていただきます。

現在の文書の保存は、本巣市公文書規程に基づき紙文書で行っておりますが、国や県、市民や事業者とは電子文書、いわゆるワード、エクセル、PDFといった電子書類でのやり取りが主となっており、さらに職員が作成する公文書は電子文書で作成をしているため、サーバー上の共有フォルダーを活用し、電子文書の整理、保管、保存及び破棄を紙文書と並行して行っている状況でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ここも再質問させていただきますけれども、もう少し具体的にということで、電子的に提出されている書類が多く存在していると思いますんですね。例えば税務関係の申告書とか、多くが電子化されていると思いますけど、その辺の保存方法について具体的に教えていただけますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、再質問の税に関する申告等のそういったデータの保存ということでお答えをさせていただきます。

1つに、法人市民税の申告につきましては、平成21年度から地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム、通称「eLTAX」によります電子での申告が可能となったことから、電子申告でも市といたしましても受付をしているところでございます。

法人税の申告書の保存につきましては、電子申告で受付をしました申告書を紙に印刷し、紙で提出された申告書と併せて保存しておるという状況でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

もう少しお聞きしたいので聞きますけど、見積書や請求書を行政に提出することがありますけど、それを現状として電子的に提出することは可能となっていますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、御質問の業者からの見積書または請求書の提出方法につきまして電子申請等ができるかという質問にお答えをさせていただきます。

現在、市におきましては、随意契約案件における業者からの見積書は紙にて徴収をしております。また、指名競争入札や一般競争入札につきましては、主に工事や測量コンサル業務において岐阜県市町村共同電子入札システムによる電子入札を行っておりますが、役務や物品購入ではシステムが対応していないため、紙入札を行っております。また、請求書につきましては、現在、押印廃止の対象としておりませんので、紙の提出としておるところでございます。

今後、押印廃止を行うことで請求書を業者から電子メールで受け取ることは可能ですが、支払い伝票に請求書を添付する必要があることから、メール受信後、紙に出力する必要があるということもございまして、今後こういったことも含めまして電子化について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

次の質問に行きます。

少し振りというかお答えはあったんですが、新庁舎での書類の保存は現状のままかどうか、ちょっとお伺いします。3点目です。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、新庁舎での書類の保存につきましてお答えさせていただきます。

現在管理しております書類は紙ベースであり、膨大な量でございます。新庁舎で全て保管することは現実的でないことから、令和2年度から進めております庁舎オフィス環境整備支援業務におきまして、昨年度よりこれらの文書の整理、削減を進めているところでございます。その中でも永久保存文書や長期保存文書が相当量ありますので、行財政改革として掲げておりますペーパーレス化の一環として、電子データ化した上で保存していくことも検討しております。

また、国は、公文書管理法の施行から10年が経過し、デジタル化への対応が必要であるとし、文書管理の基本を紙媒体から電子媒体に改めていくことを基本とした公文書管理に関するガイドラインの改正を行ったところでございます。この改正を機に、本市におきましても文書の電子化拡大に向けて進めてまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

過去の膨大な紙書類を電子データ化していくことをこれから検討していくんですね。当たり前のことですが、頑張ってください。

紙データを電子化するために、どれぐらいの費用がかかるんでしょうか。今後はどうでしょうか。

書類のほとんどはパソコン、電子的に作成されています。それを紙に打ち出し、人の力で移動し、保存し、最終的にもう一度電子化する。何て無駄が多いんでしょうか。企画部長から求められていますよね、経常収支比率の低下。本当に真剣に皆さん取り組んでいるんでしょうか。

電子帳簿保存法というのがありますね。民間ですが、令和3年度に大きな改正がありました。例えば、請求書をPDFでメール添付して送る。インターネットで物品購入をするなどの多くの事業者が今日常的に行っている電子取引について、その取引情報を紙に出力して保存することが認められなくなっています。紙で受領した書類もスキャナー保存することを求めています。請求書や領収書を電子化することを促しています。日常は電子取引を行い、市役所には紙で提出することは、事業者にとって大変非効率です。

SDGs、カーボンニュートラル、取り組んでみえますよね。これは、そういう取組からも逆行

していると僕は考えています。よくお願いしたいと思います。

続いて4番目、事業者との契約の現状についてお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、事業者との契約の現状についてお答えをさせていただきます。

現時点におきまして紙ベースにて契約書を2部作成いたしまして、当事者間でそれぞれ一部を保有することとしております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ありがとうございました。再質問させていただきます。

紙ということなので、それは対面で行うのか、郵送で行うのか、少し教えていただけませんか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

この契約書につきましては郵送で送らせていただいて、契約書は紙媒体で、それを持ってきていただいて、市のほうでもまた公印を押して作成するというところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

少し話題が増えるんですけど、お願いをしてあるのでお聞きいたしますけど、過去、委員会でもお聞きしましたが、法人市民税の納付書、本巢市は送られてきません。自らがホームページにアクセスしながらダウンロードして印刷することになっています。これの効果について教えてください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、市法人税の申告につきまして、本市につきましては令和元年度から紙による申告・納付を取りやめ、はがきによる通知を行っているということで、その効果についてお答えをさせていただきます。

はがきによる通知を行っている効果につきましては、以前につきましては申告書及び納付書を同封し、封書によってお送りしておりましたが、令和元年10月1日からeLTAxによる地方税共通納税システムにより電子納付が開始されました。そのことに伴いまして、はがきによる通知に切替えをさせていただきました。

その効果といたしましては、各法人へeLTAxによる電子申告等を推進することにより、法人におきましては申告から納税までワンストップで手続が可能となることや、金融機関に出向くことなく、いろいろな金融機関から手数料も無料で納付できること、また申告書を市へ提出する郵送代も不要となります。また、市に取りましても、封書からはがきに変えたことによる郵送代などのコスト削減や封入作業などの事務の削減にもつながっております。

なお、紙面による申告や納付の場合には、市ホームページより書式をダウンロードする対応をお願いしております。また、連絡をいただければ、納付書などを市のほうから郵送させていただいたこともございます。以上でございます。

[8番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

インターネットによる申告とかインターネットバンキングの利用を促すという側面はあるかとは思いますが、微々たるものでしょう。

行政としては、経費削減のメリットは大きいはずですが。印刷する紙代、その手間、郵送代、郵送に要する手間、削減できていますね。経常収支比率の低減に僕は貢献していると思うんです。しかし、これは行政の手間を市民に押しつけているように感じているんです。行政の削減された手間、その費用の多くは市民が負担しています。御理解していただきたい。

それで4番目です。次の質問です。

電子契約というものがあります。テレビのCMでもよく流れています。民間企業のホームページに、茨城県笠間市の電子契約取組の例がちょっと記載されておりました。課題、庁内業務の電子化が進んでいたが、契約事務、契約業務のみ紙が発生していた。契約書の紙保存だけでなく、スキャンしての保管も必要で、業務効率が悪かった。形式的な押印、公印管理となり、不正利用の点で課題があった。

改善結果ですね。全ての業務が一気通貫で電子化、契約業務を電子化することで、職員でなく事業者も業務負担が軽減された。電子契約はデジタル技術による証跡が記録されるため、セキュリティー面でも安心。導入メリットとしては、印紙代、紙代、印刷代、コスト削減、契約業務にかかっていた時間の削減、デジタル技術の活用によるセキュリティー面の強化とあります。

そこで、今後の流れを踏まえて、電子契約の採用は行政、そして事業者にも、双方にとって大変メリットがあると僕は感じます。導入の検討はないか、お伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、電子契約の採用についてお答えさせていただきます。

電子契約につきましては、印紙代、紙代、インク代などが不要となり、コスト削減や手続の時間が短縮され、行政、事業者ともにメリットがあるものと認識しております。

この電子契約を導入する際には、契約相手となる事業者へ電子契約の仕組みや信頼性、業務の流れなどの説明を行い、理解を得ることが必要でございます。

岐阜県では令和4年度に電子契約の実証実験を実施し、導入に向けた検証を行っている状況でございますので、今後、県主催のオンライン申請活用推進部会等での検証結果や意見交換を踏まえまして、県や他市町村の動向を注視し、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ここもちょっと再質問させています。

今、印紙の話が出ましたが、事業者は契約書に印紙を貼る必要がありますが、令和3年度でどれぐらい負担しているのか、教えていただくことは可能ですか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、令和3年度の契約に係る印紙代は幾らかということでお答えをさせていただきます。

総務課管財契約係にて把握している分でお答えをさせていただきます。

令和3年度の一般、指名、随意契約件数は547件ございました。このうち、中には印紙税が非課税のものがありますので、それを引いて推計いたしますと、契約に係る印紙代につきましては約280万ぐらいという推計とさせていただきます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

再質問はしませんが、最後にすみません。

民間事業者のメリットは、この印紙代が要らなくなること、そして業務にかかる手間の大幅なカットです。先ほどの納付書の件とは全く違います。

民間企業の調査によると、自治体の約4割は電子契約システム導入に向けて具体的な調査・検討

を進めているとあります。一方、約半数は、現時点では予定なしと言っています。

紙の契約書の締結に必要となる営業日、開庁日は、通常一、二週間前後の期間が必要と回答する自治体が85%と大部分を占めているらしいです。紙の契約書の場合は必須となる印刷製本の時間や往復の郵送に必要となる時間やコストがなくなることから最短1分で締結できるようになるため、スピード感の差は非常に大きいと考えられています。多くの現場の自治体職員は、従来の紙の契約締結業務に課題や非効率さを感じているとの結果がありました。

それとちょっと話はそれますが、以前、2年前ですか、リモート会議の実施のときにお伺いしたとき、インターネット環境ではないセキュリティー環境で庁内においてはLGWANが採用されていると。実施は難しい。実際この電子契約においては、LGWANの環境にも対応しているシステムはあります。

先ほど1番目に言われましたね。各部署、経費削減、求められているそうじゃないですか、毎年、經常収支比率の低減、そんなに答えは難しくないと僕は考えてますが、どうですかね。総務部長、高橋議員の最後にもありましたけど、今、他市町の動向を注視し、導入に向けて検討していくと言われました。次の議会とは言いません。次の次の議会で検討結果をお尋ねしますんで、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（黒田芳弘君）

それでは、会議を再開いたします。

議席番号11番 鏑本規之君が出席をされましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

続いて、11番 鏑本規之君の発言を許します。

○11番（鏑本規之君）

それでは、一般質問をさせていただくわけでありまして、前回も、その前の一般質問も、副市長との討論がどうもかみ合いません。そういう中で、私なりにいろいろと調べてきて資料を皆さんにお配りしたわけでありまして、これを見てもらえれば、副市長がどういうことを言っているかということもよく分かるかと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

一般質問を始める前に、この1か月の間に根尾のほうで集中豪雨というのが3回もありまして、私も漁業組合の組合長という肩書をいただいておりますので、川のことを心配になっていくわけでありまして、あの水の色が、私も組合長をやって10年近くなるんですが、あの水の色というのは、そう何遍も見ることがないような、泥水というのか、そういうような水でありました。根尾の山のほうが、どうも崖崩れがあったのかなあと。また、林道はどうなっているのかなあとということ

をそれなりに心配して林政部長のほうに連絡を入れたら、もうそのときには林政部長は山のほうに行って現地を視察したりと、山に崖崩れがないかというようなことでずっと走り回っていたというようなことで、それが1回ならいざ知らず、1か月に3回も走り回っておったということで、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。大きな被害がなかったということも幸いでありましたけれども、聞いてみますと、大分林道のほうに災害があったというようなことを聞いております。建設部長も同じような台風で本当によくやってくれたなというふうに思っております。根尾の市民の方からも頑張っておるぞというような声を聞いておりますので、下のほうの人はなかなか分からないような雨がよく降ったなというふうで感心をしているところでもあります。

今回も、3回目になるわけですがけれども、秘密会という一つの枠が外れましたので、一般質問を庁舎のことについてするわけでもあります。

私たちが15名の有識者、議員、建設協会等々で初めてのそういう庁舎検討特別委員会という形で始めて、始めてすぐにまた年号が変わったというような形でありますけれども、その当時から市長さんは、新庁舎建設地については、砂利採掘地は買わないと公言をしておられました。私にも庁舎を造るところには砂利採掘地は極力ないように頼むよというふうに言われておりましたので、また議員各位においても同じようなことを聞いていたと思いますので、砂利採掘地については、庁舎を建てる予定地においては砂利採掘地というところを省いて候補地とするよという形で委員会を行ってきたわけでもあります。

当然、庁舎検討委員会においては、藤原市長の考えを基に、議員、また各地域の自治会長さん、また学識経験者と言われる方たち、建設協会、商工会の代表等々で、総勢15名のメンバーで庁舎整備検討委員会ということで立ち上げ、砂利採掘地のない候補地を探して、そして提言をしたわけがあります。

庁舎整備検討委員会で、この場所が候補地としていいですよということを提言したところが、今、庁舎を造るということで造成されているところでもあります。これも全員が賛成したわけではないけれども、賛成多数ということで決定をして今に至っているわけでもあります。

それを踏まえて、議員だけで構成される、名前はよく似ておるんですけども、庁舎整備検討特別委員会のメンバーの方たちも、砂利採掘地は極力除くという認識の下、砂利採掘地は買わないとの思いから、予算の中に入っていた砂利採掘地の購入の予算を削減する動議を出され、賛成多数で予算が削減することが可決されました。

しかるに担当部長であって、現在副市長である大野副市長は、この経緯の中で、私の一般質問の答弁で、当時の認識として、砂利採掘地については特に説明を要する事柄とは認識していないとの答弁でありました。

答弁から察するに、庁舎整備検討委員会で、この地を庁舎建設候補地と決定する過程において、この地に砂利採掘地があったのに、そのことをメンバーに伝えなかった。このこと、また市長、議員たちとの認識の違い、この認識の違いで、当初の新庁舎建設完成予定日がすごく遅れています。また、いろいろな問題も出てきております。

そこで、副市長にお尋ねをいたします。

副市長の認識の違いで、新庁舎の完成日が遅れています。その理由は分かっていますが、あえて副市長に、その理由と責任についてお尋ねをいたします。

また、副市長が担当の私たち15名が入っていた庁舎整備検討委員会の議事録が、どこを訪ねても出てきません。庁舎検討特別委員会の議事録は全てそろっているにもかかわらず、私たち15名の委員会の議事録が、どこを訪ねていっても本当に出てきません。

そこで、担当者であった今の副市長に、議事録がどこにあるのかお尋ねをいたします。

2点ですので、よろしく願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

御質問の新庁舎完成予定日の遅れということでございますが、これにつきましては、令和2年12月に策定をいたしました本巢市庁舎整備基本計画におきまして、令和5年度中の新庁舎竣工及び供用開始を予定しておりましたが、現在の事業計画では令和5年度末の竣工、令和6年5月の供用開始とさせていただいております。

新庁舎完成予定日が遅れた理由につきましては、庁舎整備という極めて大きな事業でございますことから、整備に向け事業を進める中で出てまいりました新たな課題に対する検討や、議員の皆様をはじめ、多くの貴重な御意見をいただく中で調整に時間を要したことが、結果として現時点で2か月ほどの遅れとなっているものと考えております。

また、こうした遅れたことに対する責任ということでございますが、よりよい庁舎の整備に向け、今後も遅れることのないようしっかりと取り組んでいくことが、私に与えられた責任であると考えております。

それから、もう一点、庁舎整備検討委員会の議事録、会議録等が今現在どこにあるのかという御質問でございますが、これにつきましては、私どもの企画部企画財政課において当時の会議録は保管をしております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

再質問をお願いをいたします。

2か月程度の遅れというようなことを言っておられますけれども、当初の計画どおりにやっていたら、もう庁舎は建っているんです。それが砂利採掘というところに対しての隠し事をしたことによって、議会等々の質疑応答等々で延びに延び、結果として今あるわけであります。

このことについては、つい最近出た新庁舎建設だけの入札で、47億4,000万円という形で地元と岐建とで契約が済んだよというようなことが新聞に載っておりました。建物を建てるだけで47億。今、大体建てたとするなら、当初計画では40億そこそこだったと思う。8億もの金が余分にかかるということは、それだけ市民の方に対して負担を強いるということになる。もっと分かりやすいことを言うなら、8億円よその事業で市民のために使うことができたものが、砂利採掘地を言わなかったことが結果として8億円ものお金を使っている。けれども副市長の答弁では、これ以上遅れないようにしっかりやっていくのが私の責任だということでありましてけれども、あなたの責任の取る取り方は、もう少し違ったところにあるんじゃないかなという気がしております。

それから、答弁の中に議事録は企画部が保管をしておりますということでありまして、企画部長にこの場でお願いをしておきます。議事録を即刻出していただきたい。そうすれば副市長の今までの答弁が、うそ偽りであるということが分かりますので。

副市長が常々言っている提案を出しましたよと、資料を見せましたよというのは、このA案という、この地図なんです。この地図には砂利採掘のところが3か所記載されております。これは特別委員会に出された資料であります。私のときの資料には、この資料は出ておりません。砂利採掘地があるということはないと、その一言で終わっております。私たちの委員会で何を語り、何を採決したかということが、議事録を見れば一目瞭然だろうと思っております。

企画部に保管されている議事録も、秘密会の議事録であります。庁舎検討特別委員会も、議事録を1回目から全部くまなく読ませていただきました。秘密会であります。けれども、きちんと議事録が残り、それがここの中できちんと出ている、時系列で出ている流れであります。今まで一遍も、私が探しても探しても出てこなかったものが、一般質問ですと企画で保管してありますよということでありまして、今日の一般質問は、もうこれで終わりたいような気持ちであります。

今までの答弁等々を見れば、砂利採掘地の認識というものが全然違いましたよと言っている。違いましたよじゃなくして、私は隠したと思っております。意図的に隠したことについての真義は、どこまでいっても正義ではありません。

そういうような形で答弁を求めても、またうそ偽りの答弁をしたいと思いますので、今回は皆さんも手短めというようなことでやっておられますので、次の機会をお楽しみということで、副市長が12月のときにその場所に座っておられるなら、そのときに議事録から全て出し、また議長にお願いをして、承認でも何でも結構ですので、呼んで議論するところを設けていただくようにしておきます。答弁を求めたところでまともな答弁をしないと思うけれども、もし答弁をする気があるなら、副市長、よろしく願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を副市長に求めます。

○11番（鰐本規之君）

答弁できなければ、次に移ります。

何なら、答弁のしょうがねえなら、これをいつ出したかだけでもいいで言ってみな。そうすりゃ、

あんたのあれが全部分かるに。8億も錢を使っておいて駄目だよ、そんなの。冗談じゃない。

○副市長（大野一彦君）

また同じですから。答えようがありません。

○11番（鰐本規之君）

答えられないと言ったほうがいい。

○議長（黒田芳弘君）

答えようがないらしいです。

○11番（鰐本規之君）

それなら次の質問に移ります。

うそを言うと、そのうそをまたうそでカバーしていかなければいけない。うその連鎖というものはそういうふうにして始まって行って、最後にうそとうそがつじつまが合わなくなって物事が表に出るとというのが自然の成り行きであります。

昨日、幼稚園の子どもがバスの中に入って、熱射病か熱中症かという形で亡くなられた。そのときの園長の記者会見等々を見てみますと、非常にながかりというよりも、いずれこの人も天の裁きを受けることになるであろうと思います。6人の子どもがマイクロバスに乗っていて気がつかないわけがない。1年前の事件も気がつかないわけがない。気がつかないから忘れてきたというような答弁でありましたけれども、私はそこに真実はないと思っております。

副市長の答弁も、この2回、3回やった答弁の中で真実はないと思っております。真実はないと分かっているけれども、聞くことはしなければいけませんので、お聞きをいたします。

砂利採掘地においては、それだけの重い認識はなかったということでもあります。砂利採掘地においては、議員各位も承知のとおり埋め戻しをしてありますので、何かあれば液状化したり何かの被害が出ることは明らかでありますし、今までもそういう報道は幾らでもされておりますので、その中の答弁を求めたところで、さほどの問題はないと。けれども、冒頭の私が言った、その当時は砂利採掘地ということに対しての認識が、議員と、また一般の市民の方たちと違いが明らかな答弁であったと思います。もしそれを正しいとするなら、砂利採掘地を買ったときの価格が、どうして25%も安くなっていたのか。そんなに大きな問題でもない土地なら、砂利を掘ったところと掘っていないところと何の問題もないなら、25%も砂利採掘地の土地を安くする必要はなかっただろうと思う。

また、特別委員会の議事録を読みますと、砂利採掘地というだけで値段が25%引かれるというのはいかかなものかと。引くなら引くだけの根拠があってしかるべきではないかというようなことが、特別委員会の中で語られておりました。

そこで、お尋ねをいたします。

今までの答弁から察するに、砂利採掘地がどうして砂利を掘っていない土地と25%の値引きになったのか。その根拠を市民の方たちに分かるように説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

3番目の質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えいたします。

砂利採取事業は、これまでもお答えをさせていただいておりますとおり、砂利採取法に基づく事業者の登録や砂利採取計画の許認可につきましては県が行っており、法律に基づいた行為として行われているものでございます。

また、埋め戻しに関しましても、土壌の汚染及び災害発生の事前防止を目的とした県の条例に基づき、実施がされております。

この砂利採取は、一度採掘した土地に、将来、建物や重量のある構造物等を建設する場合は地盤の軟弱化が懸念されるため、通常以上の地盤改良や、場合によっては基礎くい施工などの対応が必要となり、追加の費用が発生するおそれがあることから、他の農地より低い価格を設定し、地権者の同意が得られ、契約に至ったものでございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

再質問をお願いいたします。

これだけ人をばかにしたような答弁はありません。当初に、砂利採掘についての認識云々ということで、説明する価値に値しないよというような答弁をされていたんです。今の答弁だと、いろんなことがありますよと。言うなら、当初からそこに砂利採掘地があることをメンバーの方たちに知らしめて、そして納得をしてもらって買うならいざ知らず、砂利採掘地がその予定地にあっても、今の答弁からしたら必ず言わなければいけないことなんです。それを言わなくて今の答弁、何をきれいごとを言っているんですかという話なんです。

今の答弁をそのままそっくり聞いたとするなら、25%引くのは当たり前なんです。もっと引いてもいいかなという気がするわけです。そんな重要な問題を、土地を設定する、候補地を決めるときに、それだけの不利益のある土地を委員会の中で説明しなかったということについての責任はどのように感じているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、再度、時を追って順にお答えをしていきたいと思っております。

まず、平成31年の3月に15名で御検討いただきました庁舎整備検討委員会からの報告を受けたわけですが、その後の報告の内容を同じ平成31年の3月の議会全員協議会におきまして、市

の今後の対応として、具体的な位置、どういう庁舎を造るのかなどを、その報告を受けた後に検討していくということを議会の全員協議会で御報告させていただいております。

その後、新庁舎の具体的な位置を決定していく過程で、当時、市長を含めた私ども執行部としての認識は、先ほど来お答えをさせていただいておりますが、砂利採取事業自体を悪とするのではなく、その土地に将来構造物を建設する場合、地盤の軟弱化が懸念されるため、通常以上の地盤改良や、場合によっては、先ほどお答えしたように基礎くい施工など、こういったことの対応が必要となるということで、追加の費用が発生することが予想されるため避けたほうがよいという認識、こういったことで庁舎整備検討委員会、15名の検討委員会からご報告をいただいたエリア、範囲、こういったものを基に、じゃあどこに建てるのかということの中で、その中で議員で構成されております特別委員会に砂利採取地の場所であります図面とか、こういったものを御提示する中で、どこの場所に建てたらいいのか、こういったことを御検討していただいていたというものでございます。

結果として、砂利採取地の隣接地という形で御提案をしていく中で、その時々いろんな意見のやり取りの中で、私どもとしては当初予算で馬伏川までのエリア、こういったものを予算計上させていただきました。

そうしまして、その後、議会から修正動議がございまして、またエリアを見直していく中で、またその後、私ども執行部が検討する中で、必要最低限これだけは必要だという中でのやり取りで増額をさせていただいたり、その後またさらにいろんな動きがある中で現在に至っていったということでございますので、私どもが冒頭計画をする中では砂利採集地は極力買わない、避けるという方針の下に計画をしていく中で、いろんな御意見をいただいく過程で現在の位置になっていったということでございますので、そこを誘導していたというようなことでは決してございませんので、その点はお答えをしっかりとしていきたいと思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今言ったこと、自分の言葉ですから、自分で責任を取りなさい。

私が質問しているのは、特別委員会の話じゃないんです。庁舎整備検討委員会、15名の委員会のときに、なぜ今言われたような砂利採掘地においては問題があるよという答弁をするとするなら、非常に重要な問題だから、なぜそこに言わなかったかということなんです。砂利のお金が25%低いという回答を当てつけのように言われているけれども、25%の価値がないようなところなら当初のときに言うべきであったじゃないかなあという気がするわけでありまして。

ですから、当初ちらっと見せた、この地図が、この図面が、いつ出されたかということなんです。これは特別委員会に出された資料であります。間違いありませんか。

暫時休憩をお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時 35 分 休憩

午後 1 時 36 分 再開

○議長（黒田芳弘君）

会議を再開いたします。

○11番（鏑本規之君）

ですので、この地図というのか図面が色で繰り分けしたのは、特別委員会に出されたわけであり
ます。それまでは砂利採掘地がどこにあるということは、一切私たちの委員会では言われていなか
った。言われていないほど軽いものなら、どうして25%も土地代を安くしなければいけないのか。
売った地主さんは、仕方がないから25%引きでも応じたわけであります。売るほうとしては一円で
も高く売りたいというのが心情でありますので、これからのこともあります。多くのところで砂利
が掘られております。市民の方が不利益にならないように、25%の値引きになった根拠、これが一
つの本巢市の例となつては多くの砂利を掘られた地主にとっては不利益になりますので、どうして
25%の値引きをしたのかを分かりやすく、市民の方が理解できるように御説明をお願いしますとい
うのが再質問でありましたので、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を副市長に求めます。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、今後追加となる費用を見込む中で、今回購入をさせ
ていただく土地の上に庁舎の建物、庁舎とは限りませんが、今後建物を建てた場合に建てたもの
面積の下に土壤改良した場合の経費分を差引きした額を基に、その25%という価格を設定して交渉
していった結果が、購入につながったというものでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

理由になっておらんけど。

いいですか、じゃあ。

○議長（黒田芳弘君）

時間が迫っておりますので、手短にお願いします。

○11番（鏑本規之君）

どっちみち、どこまでいっても、うその上にうそを言っているから、まともな答弁はできない。

最初に砂利採掘地がどうのこうのといって素直に言っておれば、こんな問題は起きなかった。市民が8億円もの金を使うことはなかった。私も自分の任期中に、新しい議場に座っておれた。市長さんもそうだろうと思う。それが8億円余分に使っても、まだできていない。

この入札においては、1者しか参加をしてないと聞いております。これが入札として成り立つのかということまで含めて、私は、私たちの委員会に砂利の話は一つも出ていなかったことを証明したいので、企画部長、後でなぶることなく正直な議事録の提出を求めておきます。

副市長におかれましては、何とか12月までその席におることをお願いしておきます。終わり。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月9日の金曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時41分 散会

